

平成30年（2018年）3月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成30年3月1日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年3月14日（水）

応招議員

1番	岡村哲雄	2番	大西瑞香
3番	原 隆伸	4番	谷 節夫
5番	奥村 仁	6番	樋口泰生
7番	太田哲生	8番	瀧本 攻
9番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

遅刻議員

10番 入江康仁

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	疇地啓太

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 谷 節夫 5番 奥村 仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、10番 入江康仁君が所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

家崎仁行議長

なお、本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 谷 節夫君と

5番 奥村 仁君

のご両名を指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は5人とします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁していただき、数値的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

また、通告外の質問や不規則発言がなされた時は、その場で発言の訂正を求めることがありますので、ご注意ください。

家崎仁行議長

それでは、9番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

おはようございます。議長のお許しを得て、平成30年3月議会の一般質問を行います。開会に述べられた、町長の平成30年度の施政方針を受けて、質問を3点お伺いしたいと思います。

まず1点目について、質問をし、答えていただき、次へ移っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

町長は、平成30年度の施政方針において、特にハード面からの方針については、詳しく言及しているものがありますが、ソフト面において、紀北町の予算のページで、地域への経済効果を高めるソフト的な取り組みについても、取り組むといった、まさしくソフトな表現で締めくくっておられました。

しかし、町長の言う、すべては住民目線で、すべては住民とともにの基本姿勢を守るとすれば、ソフト面についての具体的な方針があっても、何もおかしくはありません。また、町長は町民の皆様と、協働のまちづくりに取り組み、現場を重視し町政の発展に取り組み

たいと述べておられます。

これを実行しようとするれば、建物などのハード面だけでなく、活動する町民、また何かをしてみたいと思っている町民を支える、マンパワーが必要不可欠ではないでしょうか。

それでは、公民館活動について、お伺いいたします。

公民館活動といってもさまざまなものがあります。紀北町では、公民館活動というと、施政方針にある、自己研鑽や余暇充実のための生涯学習講座や公民館講座がある。そして、それらを行う拠点となる施設の整備や、適正な維持管理に努めると書かれております。今年の予算では、紀伊長島地区の多目的会館も、それに沿う形であっております。さらに、決算特別委員会で求めた、海山公民館の夜間の職員配置の予算など、直ぐに実行して、利用しやすい環境が、今年も整備され、前進した部分があったと思っています。それは評価いたします。

しかし、公民館活動を行うにあたって、維持管理のみにとどまる現状で、本当にいいのかという疑問が、私は尽きません。また、方針ではスポーツについては、たくさん述べられておりますが、文化的に話については、事業報告のような状況です。町長は方針で、スポーツについて、世代の違いや、障がいのあるなしを超えて、すべての人々が楽しめるもの、人々に感動をあたえるものと述べておられます。

これは文化に置き換えてもいえることはないでしょうか。スポーツも文化であるともいえると思います。スポーツにかける情熱と同じように、文化というものについても、もっと深く考え、それを支える職員についても、考えていくことが、ソフト面においても、大変重要になってくると、私は思います。町長は文化や文化活動、それらを支える公民館活動を、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、公民館活動でまちづくりを、町長の考えをお伺いしたいと思います。

公民館が地域住民の活動の核となっている、地方自治体がありました。そこでは、公民館に正職員を配置して、その職員を中心として、地域づくりを行ってございました。島根県の邑南町という町です。一昨年、私は政務調査費を活用させていただきまして、共産党の仲間と一緒に、邑南町の視察を行いました。

そこでは、公民館と住民が一緒になって、地域づくりを考え活動し、公民館だよりを公民館ごとに出し、その地域に全戸配布するなど、積極的な公民館活動が行われておりました。これが人口減少を抑え、すべての町民に対して、公民館が中心となつてのまちづくり

につながっているということでした。

紀北町ではどうでしょうか。公民館講座はあっても、利用できる一部の人の利用になりがちで、講演や町民の皆さんのすばらしい発表はあっても、その時にその場としての提供のみに終わっている、まちづくりというほどの利用促進や、企画が少ないのではないかと思います。これからの紀北町は、人口減少により、小中学校も統一、統廃合が考えられます。地域から小中学校がなくなるということは、地域の文化的砦がなくなってしまうということです。子どもの声がしない町が、どのような町になるのか。それは海山では島勝浦や白浦を見ればわかるのではないのでしょうか。

そこで、公民館がまちづくりの中心として、文化の砦として、活用できるのではないかと思います。町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということで、まずは近澤議員からのご質問でございます。

公民館活動についてのご質問について、お答えを申し上げます。

紀北町では公民館は、文化団体に対しまして、創作活動の場、町民文化展、芸能大会などの成果・発表の場としてや、一流アーティストによる演奏会、演芸会、美術展を開催し、優れた文化・芸術に触れる場所として、利用を図っております。

また、地域住民が気軽に集い、趣味やサークル活動で利用していただいたり、地域運営や地域行事の会議や集会を行うことによりしまして、地域住民による自治活動を、円滑かつ活発にし、地域自治を促進しているところでございます。

次に、公民館活動でのまちづくりについてでございますが、紀北町の公民館12館のうち、東長島公民館では常勤の主事2名と館長、海山公民館では常勤の正職と常勤の主事、館長は教育室の室長が兼務しておるところでございます。

その他の公民館は、紀伊長島地区は主事、館長とも非常勤、海山地区は主事が常勤で、館長は非常勤の運営でございます。公民館は生涯学習の拠点でありまして、地域づくりは人づくり、自主的な学習活動を支援していく施設でございます。

地域の学習拠点、コミュニティの場としての役割など、町民のニーズに沿った運営を図り、公民館が町民にとって、身近に感じられるような、誰もが利用しやすい施設をめざし

てまいりたいと考えております。

一方で現在、ほとんどの施設がですね、老朽化しているところでございまして、施設のあり方や維持管理の面でも、検討が必要な時期となっておりますので、今後、公民館のあり方について、さらなる検討、勉強をしていきたい。そのように思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今、町長からお答えがありましたが、公民館活動が、現状はお話されましたけども、それで町長はどのように、重要に思っているかというところが、少し聞き取れなかったと思いますので、もう1回お答え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公民館活動はですね、地域の方々が集いそうですね、いろいろお話をしたり、いろいろな講座を受けたりということで、大変重要なことだと思います。ただ、今、議員がですね、おっしゃったとこで、場としてという感じのことなんですけど、講座を一生懸命行っていたいている方がおります。

しかしですね、今、この間も共同文化展があつて、合同文化展があつて、見てきたんですが、やはりそこでするのは、お話は、指導していただける方が、だんだん高齢化とかで少なくなってきた。また、受講してくれる方が少なくなったということで、私としてはですね、公民館活動、そういった講座もですね、しっかりやっていただきたいなと思いますし、また、そういったご労苦をですね、していただいている、指導していただいている方にはですね、感謝を申し上げるところでございます。

また、一方でですね、これは公民館活動といえるのか、いきいき学園、あれは大変多くの子どもさんが、それぞれの施設や公民館を使いながらやっております。あれなんかもですね、すばらしい地域ですね、活動ではないかと思っております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今、町長にお答えいただきましたように、今、全国的にも紀北町もそうなんですけど、

公民館を含む公共施設は、老朽化の対策や、人口減少や高齢化など、本当に大変な部分があると思います。

そして、私はソフト面を強調したいと思うんですが、今回、今年、多目的会館も新しくなって、建て替えられます。でも、そこに勤めておられる職員は、先ほども町長がおっしゃられましたように、非常勤や嘱託職員の方がおるので、正職員の方もおられますが、兼務の方だと思います。人員のなさ、少なさ、人員の配置、町民が使いたい時に、それを支える人がいないから、使えないという事態も、一方ではあるのではないかと思います。

専門的な資格を持った職員も、ほとんどおられないのではないのでしょうか。おられるのかもわかりません。これは全国的な流れで、公共施設が壊れていく流れに、ある意味つながっていくと思います。職員配置や勤務形態について、町長は先ほど述べておられました。今後どのような視点で、考えておられるのか、お伺いいたします。

そして、教育主事ですか、それは公民館の事務局は教育委員会ですよ。教育長の公民館活動に対する熱い思いを聞かせていただいたらと思いますので、町長に続いてお答え願えたらと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、建て替えの多目的については、臨時で行っていただいております。新たに建ててもですね、建てた時にも、そこに常駐の方が1人行っていただくようになっております。

それと公民館講座、活動なんですけど、公民館をね、今でもそうなんですけど、公民館活動だから公民館でやるということではないんですよ。各集会所を使ったり、多目的を使ったり、いろいろなところでやっています。

ですから、最初に申し上げたように、公民館のあり方、それから活用の仕方、これはですね、しっかりこれからやっていかなければならないし、教育委員会のほうではですね、学校教育があって、生涯学習があるんですが、生涯学習でもスポーツの配置はですね、正職できっちりしています。

それで、そういう中で主事の方と、館長なんかと、講座の話、後から教育長がおっしゃると思うんですが、やっていますんで、私としてはですね、地域がしっかりと地域として、やっぱり活動していくには、こういった講座が大変重要だと思いますんで、予算的な部分もおそらく苦になると思うんですが、はっきり言って生涯学習のほう、社会教育のほう

がお金がかかっています、スポーツより。今までね、私、スポーツ、国体なんかあって、スポーツ振興やっているんで、予算をやってみました。私になった当初はですね、赤羽のグラウンドに、土さえも入らない状態だったんです。

だから、スポーツの部分が、ないがしろにされていたような部分があるんです。だから、私はよりスポーツしやすいようにということで、整備してきました。その部分ではお金かかっています。もうほとんどハード的な部分はね、整備してきましたんで、そういった意味でも、管理運営からすれば、社会教育施設、そういう事業のほうが、ずっとお金をかけている状態なんで、今までどちらかという、いろいろとスポーツのことに、日が当たってないと言うと言葉が悪いんですけど、部分を引き上げたというイメージを持っていただきたいなど、むしろ思います。

あとは教育長のほうから。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

公民館に対する熱い思いと問われたんですけども、実は公民館の目的というのは、教育的機関という位置づけですので、その中で地域住民のために、実際生活に即する教育、あるいは学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操を養うというような目的を持っております。

今、先ほどから町長がおっしゃっていましたようにですね、それを講座でもって行っていると思います。その集約がですね、1回の作品展ということで、今、海山地区においても、紀伊長島地区においてもですね、盛んに作品を発表していただいて、地域での活動、いわゆるもっと簡単にいえば、集ったり、学んだり、つながったりというところが、その作品展に表れているんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

熱い思いを語っていただきまして、地域として、しっかりやっていきたいというお話でしたが、やはり職員の配置をみますと、私はもっと力を入れていただきたい。ほとんど非常勤の嘱託職員の皆さんに頼りきっている部分があるのではないかと思います。そのこと

ころをお願いしたいと思います。

そして、2つ目の質問、島根県、政務調査費を利用して行ってまいりました。島根県邑南町では、公民館活動をですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地区別戦略として、地域住民の皆さんが主体となって、事業を実施するものとして、人口減少に歯止めをかけるためには、地域との協働、これ固い言葉なんですけど、そのまま読んでますので、地域との協働により取り組み不可欠であると考え、12の公民館エリアにおいて、地域に根ざした特色ある人口減少対策を提案してもらえるように、お願いしますとあります。

この町では、人口減少対策として、公民館を中心とした、活動に重きを置いた政策を実行されておりました。その中で、町長が言っておられましたのは、多くの施策を掲げとありますが、行政だけでは、これらを実現していくことは不可能であり、町民の皆様との協働により取り組みが、ますます重要になってまいります。

町民、地域、団体、企業、それぞれの立場で、積極的に参画いただき、本戦略、総合戦略の実現に協力して欲しいと述べておられます。このように、具体的な視点を持って、今あるものを活用しながら、町民とともに歩み姿勢が、よく見られました。

このように、総合戦略でも行って、人口減少を抑えております。邑南町は、同じような時期に3つの町が合併して、行きました時に、こういうポイントで説明していただいて、最後のところに、まち・仕事というところに、地区別戦略、それぞれの地域が人口増を目指す計画をつくり実践していく。そういうことが掲げられておりました。本当に私、公民館活動というのは、紀北町でそういう部分だけなんだなと思っておりましたが、こういう取り組みもして、人口減少に取り組んでおられる。それはすばらしいと思いました。

その中で、まあ平成22年度に、人口減少を抑えるためにですね、日本一の子育て村発想というので、日本一の子育て村を目指すという発想の中で、取り組んでおられました。その中で、合併して10年で、初めて社会増、平成25年には20人増えた、平成26年には6人増えた、社会増ですね。出入りの関係なんですけれども、27年には28人増えております。

これもこのように説明されました。こういうことが、現実に行われるんだなというところもありますので、是非こういう視点も考えていって、今までの活動にプラスしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃっていた、邑南町のお話ですね。邑南町、大変すばらしい取り組みを
していращやると思います。我々の町もですね、町それぞれの事情や実情、地域性、そ
ういったものを考えてですね、やっております。

それで、邑南町とちょっとお話を、担当課のほうから聞いたんで、邑南町を調べさせて
いただいたら、今おっしゃったように、3つの町が合併して、本庁と支所が2つあるとい
うようなことですね。それですね、ここが人口1万1,000人ということで、高齢化率43%、
うちより人口が少なく、高齢化率が同じぐらいなんで、私がもしここでやるんだったら、
今、議員おっしゃるようなことも、必要ではないかなと思います。

それはですね、面積が419平方メートルです。ですから交付税もですね、紀北町の40億円
に対して62億円入っています。そういうことから、紀北町は257平方なんです。もう1.5倍
ぐらいあるような町なんで、おそらく公民館単位で、それぞれの地域を活性化するなり、
運営していかないと、おそらく本庁と支所2つだけでは、おそらくきめ細かな行政ができ
ないのではないかなと思います。

ですから、我々の町も、紀北町もですね、それぞれの地域性とか、地形、人間性、そう
いったものを十分加味して、もちろん邑南町の活動も勉強させていただいてですね、やっ
ていくのが、そして、紀北町、そういったものを紀北町モデルに変えながら、やっていく
のが必要ではないかと思います。

そして、公民館活動そのものはですね、やっぱりどんどんこれからも活発になっていく
べきだと思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

その通りやれって、私は言うておりませんので、公民館活動で訪れたのではなくて、滋
賀県で講座があるんですけども、私たちが勉強する。そこへ町長が講師として来ておら
れました。そして、その町長のおられる町は、どういう町なんだろうと思うところで、行
ってきたわけですが、財源にはやっぱり過疎債のソフトの部分を使っておられました。

そして、その中で、3億円近い基金を、子どものために、ちょっと待ってくださいね。
日本一の子育て村をめざすためには、過疎債対策のソフト事業を活用して、平成23年度に
は条例を制定し、2億5,000万円を基金として積み立て、これ少し前から頑張っておられる
ので、24年度のあれですけど、3億130万円積み立てて、過疎債ですね、おられます。紀北

町でも、同じような子育ての基金があるのではないかと思います、いかがでしょうか。
現実をお話ください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子育てに対する基金はございません。しかしですね、財政の中、厳しい財政の中、子育てに対する支援は頑張っております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

国の施策も、大変利用するところは、頑張ってお利用されておりますし、過疎債をもっと使いやすいようにしてほしいという陳情も、この町は出しておられました。そこら辺も財源は十分、これからも活用できる部分があるのではないかと思います。

本当に合併して10年で、はじめて20人増えた、こういうことが、現実の問題として、あるんですね。是非このままやれっていうことは言いませんけれども、是非、学んでいただいて、私もせっかくの政務調査費をいただいて、ずっと心の中にとどめておまして、いつか言おうと思っていましたが、今回そのことを紹介させていただいて、政務調査費、良かったなと思っているんですけど、こういう本も、日本一の子育て村をめざして、生まれたら何があるかというのも、全部書いてありますし、是非お願いしたいと思います。

そこでですね、先ほども町長のお話を、向こうの町長のお話をさせていただいたんですけど、元気のまちづくりというのは、同じなんですけども、町長、向こうは、夢響きあうというのが、前についとるんですね。そこが文化的なところが重視して、ソフトを重視している町との違いと、もう1つは、町民主体のまちづくりを促進しているところです。書いておまして、町民の皆さんと協働によると書いておられました。

先日、昨日ですね、前者議員が多目的会館のことで、質問された時にですね、まだ、町民の方に説明をするべきではないかという、質問に対してですね、新聞でも報道されたし、一般質問でも取り上げたので、来ていただいたら説明はするけれども、町民の説明はしないとおっしゃられました。

やっぱり私、その姿勢は少しおかしいのではないかと思います。町民の皆さんに頑張ってもらうためには、やっぱりきめ細かく、その場所に足を運んで、計画の時点から、それ

が全然ないとは言いませんけども、昨日の、来ていただいたら答えるというのは、私、町長の姿勢と少し違うのではないかと思いますけれども、今まだお考えは、同じなのでしょう。政治は日々動きますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その来ていただいたらというのはですね、住民の皆さんと十分議論をして、設計をする段階でもお話をしながらやってきました。多目的はですね、もともとが住民の皆様の要望、請願から出たものでございます。

そして、その中で、いろいろ10項目近く書いてあるわけなんですよ。そこで、行政としてやりにくい事業とか、公民館として取り上げにくいようなことも書いてありました。だから、むしろ他の地域で何かするのよりも、回数を重ねながらね、この10なら10、9なら9を、ここでは無理ですよ、ここはこうするんで理解を得ながら、ずっとやってきたんです。私も役員の方、行きました、全員の時も行きました。担当課はもっともって行っていきます。ただ、そういう議論をした上での設計図だったものですから、もしそれで何かまだあるんなら、役員の方でも誰でもいいですから、まず言ってくださいよと。

その中で、ここは疑問があるんだったらなんですけど、それまでずっと2年間ですね、行ったり来たりとボールを投げ合いながら、やってきたものですから、ここでやってなかったら、議員おっしゃるとおりだと思います。

そういうやってきたよって、思ひがあつたんで、そういうものの言い方をさせていただいたんで、やってきた後の今の設計図でありますので、階段の位置も全部変えました。避難階段の場所も、全部、住民の皆さんと話した中で変えました。そういうことをやってきたものだからね、そういう言葉が出てしまったんで、言葉の使い方が悪かったと反省をいたします。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

やってこられたことが、町民の皆さんにも伝わる、私たち議員ももちろん、全協で初めて、それを知るわけですので、是非、苦勞されている部分も、町民にも、議員にも、早く知らせていただいたら、いただきたい。そういう思ひでいっぱいです。

2つ目の質問に移らせていただきます。

就学援助費の新入学品費について、町長の施政方針では、就学援助費の新入学用品について、これまで中学校入学後に支給していたのが、中学校入学前に支給し、子育てを応援していきますと、2箇所も書かれておりました。これについては、私も一般質問で、平成28年12月議会、29年の3月、6月議会で、再三求めてまいりました。やっと実現し、本当に評価したいと思います。

しかし、私が求めてきたのは、中学校だけではありません。義務教育の最初の一步である新小学1年生にも、入学前に、新入学用品費を支給するよう、強く求めてきました。でも、残念ながら実現したのは、中学校だけでした。きっと、その次のことも考えておられると思います。

町長、小学校入学前にやるべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、続きましてね、就学援助費の新入学用品費についてのご質問にお答えをさせていただきます。

就学困難な要保護及び準要保護家庭に援助を行います、就学援助費における新入学用品の支給につきましては、議員からもご指摘をいただいておりますね、中学校では、これまで入学後申請をいただき、所得判定等の受給資格を確認した後、7月に支給しておりましたが、今年度の補正予算で認めていただきまして、入学前に支給するということになりました。

そして、議員ご提案の要保護及び準要保護に支給されます、就学援助費の中の新入学用品費の、小学校入学前の支給については、今後ですね、検討していきたいと思います。いろいろ議員からも、ご指摘ありました。そういう中で、まずね、要保護、準要保護だけじゃなしに、小学生入学時たくさんお金かかるよということで、現物支給を、入学用品のですね、させていただいたり、これはすべての方に子育て支援ということで、させていただいておりますので、ただ、何故しなかったかという理由はね、以前も述べさせていただいたように、所得がですね、確定しにくい部分があったんで、ただ、そういった面も含めて、今後検討させていただきます。

ただね、返還等の問題等、そういったものもクリアしなければいけないと思いますんで、もう少し検討させてください。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

全国的にもですね、中学校入学前は、皆さんの強い思いも、運動もあって、全国では半数の中学校で、5割ぐらいで実現しております。小学校は、やはり4割ぐらいの小学校で、実現されております。いつまで検討されるのか、私、来年度、是非、ほかの町でも同時にされる町もありますけれども、1年遅れというのが、一番多いのではないかと思いますので、検討するということですね、もう一度是非、来年度には、実現してほしいという思いで、しつこいようですが、お答え願います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これよくご存知やと思うんですが、4月以降ですね、そういった科目の支払いのために、1年生全員にそういう申請書を配布してですね、提出してもらわなければいけません。先ほど言ったように、返還等の問題も生まれてきます。

でもね、議員もおっしゃって、中学校を補正予算であげさせていただきました。ですから、小学校のほうもですね、先ほど検討だったんですけども、前向きにつけさせていただきます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

是非、前向きを検討をしていただきたいと思います。予算は補正で、1年早くはそうなんですけども、予算の額としては変わらなくて、支給時期ですね。支給時期についても、今度、昨日はじめて3月13日に、入学前4万某が、倍になって支給されたんですけども、ある小学校では、制服のお金を払う日が、3月9日だったと言っておまして、ちょっと時期がズレたかなと思いました。

そういうところも、きめ細かい支給を考えていただくと、もっと同じ金額で、特に生活大変な方が、助かるのではないかと思いますので、そのところも、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目の質問に入っていきたいと思います。

何よりも大切な平和を求めて、お伺いいたします。町長は、施政方針の4ページで、平成30年度の位置づけにおいて、明治元年から起算して満150年にあたり、明治期に行われた、多岐にわたる近代化への取り組みなどについて触れ、明治の精神に学び、より高い目標に挑戦するステップアップの年にすると述べておられます。

これらの文言については、政府も同様のものを述べており、技術革新などが盛んであった明治時代の精神に触れるという言葉もありました。明治時代といえば、確かに近代化や民主主義に関わる、さまざまな精神の原形ができあがるなどの革新的なものもありました。

しかし、同時に戦争へとひた走る元となったと言われております。大日本帝国憲法が制定されたのも明治時代でした。憲法への評価については、人によって分かれるところですが、この憲法が国家の名のもとに、人々の権利を制限し、自由を抑圧してきたということは変えられない事実です、現実です。

そして、この憲法によって、日本国全体が戦争にひた走っていたように思います。今、安倍政権が、9条を変えて、自衛隊を書き込もうとしています。それに対しては、賛成・反対、さまざまな議論があります。私は日清、日露、第1次世界大戦、第2次世界大戦を経験し、最後には、息子も亡くした明治生まれの祖母に育てられ、戦争は絶対にあかんと育われ育ってまいりました。

だから、戦争は二度とやってはいけない。憲法を守りたい、そういう思いでいっぱいでございます。第2次世界大戦は、日本国民310万人、アジアで2,000万人、欧州を含めると、8,000万人が犠牲になったと言われております。この言葉にすることもできないような、むごたらしい出来事が、国連憲章に実り、日本ではさらに平和主義に徹した憲法9条を生みました。

安倍首相は2020年度に、自衛隊を明記した、新しい憲法の施行の年にしたいと表明しました。9条に自衛隊を書き込めるだけだと言いますが、書き加えられたら、自衛隊を海外に派遣し、殺し殺される道を開くこととなります。憲法9条を変えて、戦争をする自衛隊にしてしまっていないのでしょうか。

私の思いです。町長、憲法9条に対する町長の認識をお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

憲法9条ということで、憲法9条は、憲法の三大原則である、国民主権、基本的人権の

尊重、平和主義の根本をなすもので、政府の行為によって、先のような戦争を二度と起こさないために制定されたものと、認識しております。

本町もこの理念のもと、人権宣言の町、非核平和の町を宣言しているところでございまして、私もですね、世界の恒久平和、これは願うところではございまして、戦争は二度とあってはならないと。したがって、核兵器の廃絶や世界平和ですね、私も本当に心から願うところでございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

町長もみんなと同じ、皆さんも何よりも大切な世界平和を願っておりますけれども、願いというところはありませんけれども、9条まさに2020年度、憲法を変えようとしておりますが、そのところについての見解については、お答えにはならなかった。町長そのつもりで言うておられるかもしれませんが、平和を願うというのは、みんな同じだと思いますけれども、戦争は反対、同じだと思います。

でも、現実には書き加えられようとしておりますが、9条に対する思い、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

憲法改正ね、いろいろとこれからですね、国会でも、もまれると思っております。そして、それぞれ個々の判断は、国民の皆さんが、国民投票でございますよってね。されるものだと思いますので、私としてはですね、安倍首相、自民党の本旨、どういう思いでやるのだろうかということも、しっかりと今わかっているわけではございません。表面上で動いていることかも知れませんし、その本旨がわからない中で、ちょっと議場ではですね、お答えしにくいので、ただ、私はやっぱり特に、自衛隊の問題もいろいろ話しているんですが、自衛隊はなくてはならないものだという認識の中で、私は考えておりますので、その自衛隊の位置づけとかですね、いろいろ議論しているのは、わかっております。

でも、ここはですね、地方自治の中の議論でございますので、発言は控えさせていただきたいと思っております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

発言は控えさせていただきたいということでした。教育長にも、お尋ねしたいと思いません。戦後の教育も、二度と戦場に、教え子を二度と戦場に送らない、そういうところから、スタートしたと聞いておりますが、この憲法9条に対する思い、戦争に対する思いは同じだと思いますが、教育長の個人のお考えもお伺いしたいと思います。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島起郎教育長

教育ですのですよね、政治的中立立場というのがありますので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

中立というようですけれども、個人の考えはお持ちだと思います。私どもも変えたくないという思いで、今、署名活動に、私も取り組んでいるんですけども、先日もスーパー前で行ってありましたら、高校生でした、憲法について、自分の意思を伝えることができる、こんな署名の場は本当に嬉しいって言って、署名してくれました。

若い人たちが、そんな思いでおられるのかと思って、私も本当に嬉しい思いでいっぱいであったんですけども、そういう子どもも紀北町では生まれてきておりますので、是非そのところの平和教育にも、力を入れていただきたいと思います。

そして、憲法9条、9条と言いましても、なかなか詳しく知らない方もおられますので、私、何回目かになるとは思いますが、憲法9条、ここで読まさせていただきます。

憲法第9条、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する。2項、前項の目的を達するために陸海空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

これが私の政治のモットーでありますし、自分の名刺の裏には、憲法9条を書いております。本当に何よりも大切な部分だと思っております。今回この所信表明の中でですね、町長がその第2次世界大戦の大本になった、明治元年から起算して150年という部分があり

ました。その中で、これ事務連絡で総務省の自治財政局財政課、ちょっと今話題になっておりますが、各都道府県庁に、平成30年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項などについてというので出されておる、今年の1月25日に出されておる事務連絡の中にですね、30ページは明治150年、関連施策、各府省庁連絡会議において、地方公共団体が推進する明治150年関連施策として、登録された事業のうち、明治以降の歩みを次世代に資する施策及び明治の精神論に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策に関する事業並びにその事前準備などに関わる事業について、特別交付税措置を講じることとしていると言われました。

このような予算、今年度の中にあるでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとお待ちください。

すいません。私のことは、明治からの変遷があつて、日本という国がこうなったんですよ。今あるのも、そういう明治のいうたら、江戸幕府ですよ、あそこからのずっと変遷があつてという思いです。

日本国の言葉がね、財務省なりが、どういう思いで書いておるかは別なんで、私はこういう歴史もあつたよと。だから、その変遷もある中で、紀北町があるんやと。だから、頑張っていくんやと、だから、その地方交付税の予算は、当初予算は入ってない。ということですよ。入っておりません。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

時間も確認してください。

9番 近澤チヅル議員

安心いたしました。政府と同じようなことがね、書かれておりましたので、私、本当にちょっと心配したんです。安心いたしました。知らないうちに国が、こういうところまで、特別交付税措置を講じるって、こういう連絡も出しているんですね。知らないうちに戦争へ行ってしまふのではないかと。わからないうちに、誰でも戦争はあかんというんでは同じだと思います。

それで、現行の憲法で、初めて地方自治法で、地方自治が明記されました。そのことは本当に評価したいと思います。その精神に則ってですね、沿って、町民主体の住民目線で、

住民の立場に立って、現場を重視して、頑張ると町長は言っておられますので、この憲法に即した方針だと思いますので、さらに住民の皆さんの力を注いでいただき、それを支える職員の配置にも留意していただき、まちづくりを頑張ってくださいたい。そうお願いして、私の質問を終わります。

家崎仁行議長

答弁はいいですか。

9番 近澤チヅル

町長の決意をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

みんなが元気！紀北町、第2次総合計画の紀北町の将来像です。これをめざして頑張ってください。

家崎仁行議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩します。

10時35分まで休憩といたします。

(午前 10時 20分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

家崎仁行議長

13番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

指定管理者制度についてのお話でございます。まず、町長の答弁をいただきたいと思
います。

家崎仁行議長

それだけですか。

13番 奥村武生議員

指定管理者制度について、町長はどのように、お考えでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指定管理者制度については、必要なものだと考えております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

指定管理者制度についてですね、町長はですね、この基にあった条例をつくるにあっ
て、各市町がつくっておると思うんですけども、この基になった原点について、あるん
ですけども、この点については、ご存知でしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方自治法244条の2においてですね、公共施設等をですね、ちょっと読ませてもらいま
す。公の施設は公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的
に設置されるものであり、適正な管理を確保することが必要であることから、受託主体地
への公共性に鑑み公共的団体、政令で定める出資法人に委託先が限定されていたところ
でございますが、これ改正の趣旨でございますね。公的主体以外に、十分なサービス提供能
力が認められる主体が増加してきたことや、住民ニーズの多様化に効果的・合理的に対応
するためには、民間のノウハウの活用が有効であることから、管理の受託主体の法律の制
限を取り払うこととしたということございまして、我々もそれに則った指定管理者の制

度を設けております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

健康増進施設はですね、町長。住民の皆さんの、今の声というのは、安心して使える施設にしてほしいという強い希望が、私の元にも寄せられておるわけですけども、これに対して町長のお考えをお聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、安全・安心に使える施設に、管理していただくことが大事だと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

ちょっと物足りない答弁ではございますけども、先ほど町長、前にも申しあげましたようにですね、せっかく答弁をされるわけですから、地方自治法を読むにあたってですね、やっぱり住民の皆さんが聞いているわけですから、ゆっくりとわかるように、読んでほしいんですよ。

今、地方自治法を言われましたけども、これ何年にできたか、ご存知ですかね。そして、何年に改正されたか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は存じておりません、年数については。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

この地方自治法の改正を踏まえてですね、当時のこの改正をされたですね、総務省自治行政局長通知というのがあるんです。これはご存知ですか。あるいは存じてなければです

ね、非常に各市町が条例をつくるにあたってですね、指針となるべき筋合いのものなんですけども。

町長もしくはこの条例に携われた方、あるいは他の職員にありましてですね、片山大臣の時に、総務省自治行政局長通知という形ですね、これがわかってないと、これがきちっと吟味をされてないと、私の考えでは、条例はつくれないと、私は思うんです。しっかりした条例はつくれない。この条例、通知について、町長はじめとして、ご存知の方がありましたら、答弁を願います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないですけどね、存じておりませんが、もし、そういうことを既存の事実であれば、事前にですね、ちょっと言っていたら、我々もそういった資料を用意させていただくんですが、ぼんぼん、ぼんぼん問われて、これ知ってるか、これ資料ないかでは、ちょっと我々も対応しかねますんで、そこら辺、議員ご理解いただきたいと思えます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

町長のおっしゃることも、よくわかりますけどね、これ条例はですね、制定する以上、これは避けて通れない、最も基本的な部分なんです。どなたもご存知ないということですので、重要なことだけ申し上げますと、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、というふうにあるわけです。

これは先般の私どもがまいりました、幸田教授の講義を受けて、その中で勉強させていただいたことなんですけどね。

それから、指定管理者制度の指定の申請にあっては、住民サービスを効果的かつ効率的に提供するため、サービスの提供者は民間業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を出させることが望ましいというふうにあるんですよ。

これはおそらく公募のことを言っているんじゃないかと。公募しなさい、公募することが望ましいということをとるんです。

だから、次の指定管理すべてを含めてですね、次の指定管理の指定をする場合については、このことの自治省行政局長通知も参考に、吟味を十分していただいてね、やっていただきたいと。私はそう思います。

この件についてのごく簡単な答弁を。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まさに議会の議決を経て、この条例を去年、一昨年9月議会ではなかったですか。させていただきました。そして、こういったものを検討する時は、たまたま今日は資料が持ってないというだけなんで、議員。検討する段階ではですね、そういった資料も十分読み合わせた上で、させていただきますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

次は答弁ありませんけども、この趣旨に則ればですね、公募が望ましいと書いてあるところは、私は言いたかったわけです。

次にまいります。なぜ公募が望ましいということはですね、これをきちっと吟味をしてもらえればわかります。

それから、次に自然と共生の町宣言と基本条例について、宣言から条例に至る、他の前者議員にも、お答えされたと思うんですけども、宣言から条例に至るプロセスについて、まず述べていただければと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自然と共生の町宣言と環境基本条例についてのご質問にお答えをいたします。

現在、宣言案を公表し、パブリックコメントを3月末まで募集しているところですが、意見集約後に、宣言最終案としてまとめたのち、町の宣言として議会で議決をいただきたいと、そのように考えているところでございます。

議決をいただいた場合の自然と共生の町の宣言後の取り組みでございしますが、町で発生

が懸念される環境問題に関係する、関係各課において、諸施策実施に向けての検討作業中
でございます。

その検討結果を基に、関係法などの制度に適合する範囲内で、必要なものを、できたものから、順次整備していきたいと考えております。それらは環境に関する条例、規則、事務要綱やガイドライン、調査や監視などの実施体制の構築等を想定しているところでございます。

以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

先般のですね、全員協議会において、宣言の案というのが出され、これに対して、その時もちらりと申し上げたんですけども、これが非常に大事なもんだというふうなことは、まず間違いないと思います。

それでその私の考えておることを、申し上げますので、参考に授受していただきたいと思うんです。吟味していただきたいと思います。

1、2、3、4行目の部分ですね、この自然と人の営みが、歴史をつづり生活と文化を育んできたという、この欄なんです、文言なんですけどね。これが条例に生かされる、詳しいことは条例に生かされると思うんですけども、これは私の考えではですね、この自然のもたらす恵みというものはですね、私たちの長い間の歴史的な生活の糧となってきたことは、間違いないんです。

それが、この文化につながってきたという意味を、なんらかの形で表現をしていただきたいというふうに思うということと、そして、かつてはこの銚子川でも暴れ川と言われましたようにですね、自然は牙むいて、私たちに怯えさせてきたわけです。そのために、河川あるいは海岸でもそうですけども、コンクリートでがんじがらめにしてきたと。

そして、今そうじゃなしに、自然との共生をしなくちゃいかんのではないかと。自然の持つ力を生かす方向で、環境を造り替えていかないかんという時代に、私は入っているということは、前にもだいぶ前にも、一般質問で申し上げました。

それだけにですね、この自然の力、特に水ですね。あるいは銚子川にあっても、鮎が遡上するような川にしなくちゃあかんしですね、あるいはいろいろと自然がもたらす恵みというのはあると思うんですけども、この共生の町の宣言によってね、町長は何を、どう

いうまちづくりを具体的にするのかと、したいのかということ、どういうまちづくりをしたいのか、自然との共生ということ、何を舞台としてですね、どういうまちづくりをしたいのかということ、一度、気の、考えつくままで結構ですので、おっしゃってほしいんです。

例えば、観光もそうですしね、あるいは銚子川の鮎もそうですし、そういうことも含めてですね、環境自然と観光資源と、私はわかれると思うんですけども、あるいは文化、そのことについて、果たして役割というのを、それを守るために私は、自然との共生が打ち出されると思うんですけども、その点で自然との共生をめざす町、町長としての胸の中を、しっかりとお聞きしたいと思うんですよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃったようにね、この環境宣言の中には、いろいろな思いが込められています。そういう中で、自然をしっかりと守りながら、共生しながら、やっていかなければいけないということで、自然と調和のとれた生活が失われる。

これをですよね、今、宣言つくっていますよね。今、お持ちですよね。これをゆっくり読まさせていただきますが、そこに当たる部分を読まさせていただきます。

理念としてですね、最初のころ、紀北町は、世界遺産の熊野古道をはじめ、四季を彩る大台山系の山々、清らかな水、海の恵みをもたらす熊野灘があり、自然豊かな町である。この自然と人の営みが、生活をつくり生活と文化を育んできた。ごめんなさい、歴史をつくり、どんなふうにしたか、ちょっとあれですけども、正確には歴史をつくり生活と文化を育んできたです。

それで、目的にあたる場所はですね、経済活動や物質的な豊かさが優先による、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染などにより、自然と調和のとれた生活が失われてはならないです。

それから、責務にあたる場所はですね、町、住民、事業者は、自然の景観と環境が生活と密接なものであると深く認識し、自然・環境を守らなければならない。これが責務です。

方針としてはですね、その下の1が3つ並んでおりますが、これが3つなのか、もっと増えるのかということですが、方針はこういうことで、やっていきますよと。こ

れを一般的な条例なんかの構成例でいくと、理念、目的、責務、方針、そういったものに表しているところがございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

ならばですね、町長、私は自分の考えを申し上げますと、銚子川の水、あるいは船津川の水というのはですね、熊野灘の魚群をつくってきたということは、何回も申し上げました。

それで、その樹木の主とした表流水、それから、表流水が伏流水に変わって、熊野灘の魚群というのは、自然に湧いてきたものじゃなしにですね、その伏流水の栄養によって、魚群が育まれてきたということは、何回も申し上げたとおりですけども、それほど重要なもんなんです。

したがって、これを阻害するようなですね、川筋あるいは上流に、産業廃棄物の施設があってはならないというのが、私の考えです。もし、どうしても、それをやるとするならば、これは国であるべき、あるいは県とか国でやるべきだと、私は思っております。

それでですね、この宣言にあります関係ですけども、町長のこの宣言に盛られた理念というのは、から鑑みますとですね、例えば昨日、前者議員からもありましたけども、一石峠も、私も見たわけですが。ここは熊野古道になっているということなんですけども、私もその熊野古道を歩いてみまして、何回も歩きましたけども、先般また何人かの人と歩いたわけですけども、ちょうど工事を、横で工事をしてましたけども、やっぱり結構な臭気が飛んで、流れてきておると。

それから、そこの立て看板もありましてですね、そこの水道の看板もかけてありました。その辺はどのような水が、江ノ浦湾へ流れ込んでいるかという、立派な看板もありました。そうするとですね、さらにそこへですね、イギリス人と思われる女性の方がですね、一行が歩いてきて、直ぐ横を通っていきました。

このことを私は見た時にですね、この環境がですね、ここの環境というのは、私が感じたことから言えばですね、私はこれいかなものかと、私は思うんですよ。町長はその辺について、点について、どうお考えですかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この環境宣言でも、お話しているようにですね、自然を守りつつ景観等も含めてですね、守っていきなという事で、この宣言をさせていただきますので、それは法的にどうのこうのということよりもですね、感情論からすれば、こういった事業に対しては、あまり快く思っておりません。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

世界各国に呼びかけてですね、そして、熊野古道を発掘、世界遺産になってないところもありますけども、発掘するためにですね、多くの方が努力をされてきたと。そのことを考えればですね、町長も快く思っていないというようでしたけども、やっぱりこれは県へも強く働きかけてですね、きちっと町長としては、具体的な対応すべきではないかと思うんですけど、いかがです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県へはですね、こちらの出張所、尾鷲のほうも、県の本庁も、それから、以前にも申し上げたように、副知事にもお話をさせていただいて、残土条例の話や、紀北町の現状を訴えさせていただいておりますので、今後とも林地開発とか、伐採届等で行われた事業について、注視していただき、指導していただく、紀北町も現場を確認して、異常があれば、県のほうへも報告させていただくという体制をとっております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

他の五箇所等についてはですね、また、別の意見がございますけども、考えは。特にここはやっぱり、世界の人がね、やってくるだけにですね、私は強く対応を県へ、文書でですね、文書をつくって書いてでも、やっぱり迫ってほしいと思うんですけど、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

熊野古道のみならずね、紀北町全体のことについて、県へはお話はさせていただいております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

前者議員からの話も引き継いでですね、参考にして、大変参考になりましたけども、この建設残土についてですね、これは昨日も、一昨日も私、尾鷲庁舎のほうに行ってみまして、詳しくお話をしてきましたけども、今後、資料を出すと、新たにまた、今朝、電話がかかってきまして、資料も出すというふうに言ってきましたけども、町としては、どなたかご存知かと思うんですけども、環境課、あるいは。いつから入り出したのか、2つの6箇所はですね、なんか前も聞きましたけど、いつから入りだして、いつからの成分分析表が出てきたのか。その規制をできない理由についてはですね、某区長がですね、成分分析表が出ておるからと言ったやに聞いておるものですから。

それから、2社のうち1社はですね、県の要請に応じて、きちっと出てきとるわけですけども、その他、ほかのところでは、まばらに出てきていたと。しかし、私の考えを、意見を聞いて、再度もう1社に求めたところですね、もう1社にあってもですね、やはり成分分析表が存在していたので、提出するというお話でしたけども、それは今朝の話です。

いつ頃から入り出して、いつ頃から成分分析表がつけられたかということについて、ご答弁をお願いしたいんですけど。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いただける資料はですね、いただいております。情報公開も含めてですね、いただいております。

それから、県にはですね、そういったことで、紀北町も見まわり等もして、指導もしていただいているところがございますし、現場対応していただいているところがございます。詳しくはですね、担当課長のほうから答弁させていただきます。

家崎仁行議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

どこの場所にいつからかというお話は、私のほうでは、ちょっとお答えできませんけども、長島港名倉地区に、荷揚げされた時期になりますけども、それは、平成24年2月頃に土砂の荷揚げが始まったと、県から伺っております。

そしてまた、特記事項、県は尾鷲建設事務所では、独自に土砂に関する取り扱いに関する特記事項を設けたのは、平成28年の11月以降と報告を受けております。

以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その成分分析表がですね、存在するのは、県に存在するのは、今、植地課長が言われた、28年11月からの分なんですよ。

したがってですね、この建設残土についてですね、町長、成分分析表は県でも問題になりました、先般。津村県議がですね、質問して、それで県の何とか部長に一蹴されたと。相当、私も頭へきてますけども、この成分分析表さえあれば、いいという県の考え方について、いかがお考えですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としては最低限でも、その成分分析表を出していただきたいと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

成分分析表について、その中身についてですね、どなたかでも結構ですので、その成分分析表の、県の答弁も含めてですね、成分分析表というのは、問題があるんですよ。なぜ問題があるかということについて、答弁できる方はいらっしゃいますかね。

家崎仁行議長

答弁できますか。

13番 奥村武生議員

再度申し上げますと。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

成分分析表が分析できなければですね、これは、その建設残土を語る事ができんのですよ。

そして、町長の前の質問において、私の質問においてですね、他の市町のことも、条例も検討するというふうにおっしゃったと思うんですけども、これとまったくセットになったものなんですよ。この辺について、成分分析表のことについての、わからなければわからないで結構ですし、そして、次にこの成分分析表とセットになっている、各市町の取り組みを、検討しとると思うんですけども、どのような検討されたかということも、2点についてちょっとお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特記事項そのものがですね、尾鷲の事務所のほうで付けていただいておりますということは、他の市町では、どういうことかというのは、ちょっと今の段階では、私は存じておりませんが、そういった意味で、各市町の取り組みは、条例とかですね、そういうものを調べさせていただいております。

セットにどこまでなって、これから、今、宣言の段階でありますんで、この成分分析表を出さすということが、条例で決めるのか、今後、検討していきたいなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

他の市町のことを検討しているというふうにおっしゃいましたけども、どのようなことを今、今の段階でどのようなことを、検討しとるかということ、ちょっとお伺い、担当課からでも結構ですので、お伺いしたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、担当課においてですね、いろいろな地区の条例等を探して、見比べたり、いろいろ

そういう作業をいたしております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

中身については、わかりませんか。どういう点で、どういう点を注目して、どういう点を注視しているということが、わかるとは。官僚の皆さんは、頭のいい方ばかりですから、私たちと違ってですね、直ぐわかるんじゃないかと思うんですよ。そやで、知っている範囲で結構ですので、それを、各市町の条例を、紐解いている方のご意見を、ちょっとお聞きしたいです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、法的な観点との整合性を、何度もこの議会でも、お話させていただいています。そういったものを、いろいろ弁護士等にも聞かせていただいているんですが、事務方のほうでですね、どこまでどういうことを把握しているか、よろしいかな。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

環境にかかる一般的なことで、回答させていただきたいと思いますが、基本的には条例を定めるということは、何らかを規制することになりますので、それらが整合がとれるのか。それが住民生活に、どういった影響があるのかなどの観点など調べています。ただ、基準値等については、基本的には国のさまざまな基準がありますので、そこから得てどういった判断をされているのかなといった、そういったような点から、さまざまな総合的な検討をしているということでございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その平成24年から、既に名倉港に荷揚げされていてですね、それで、私が尾鷲市の某議員と一緒に、長島区のある区を、山の上から眺めたのが、平成28年の初め頃ですから、そして直ぐさま、県の環境課に、こういうことがあるので、調査されたいと言った経緯があ

りますけども、今なおですね、どんどん、どんどん入っているんですよ。

昨日、一昨日ですか、古里温泉へ行くのに単車で走っておったら、後ろからものすごい勢いで、突っ走ってきてですね、もう恐ろしいほどのスピードで、走り抜けていきましたけども。きちっとしないとですね、早くしないと、何らかの形で早く、規制するものならする、しないものならしない、どういう形で規制するのか、法とのどういう整合性があるのかを含めてですね、これ早くやらないと、取り返しがつかないというよりも、応じてくださる業者があっても、応じられんような状態になってるじゃないですか。

私はそれ言いたいですよ。何故ここまで遅れてきておるんですか。24年から始まって、そのことが既にわかっておるわけですよ。県のほうでは、28年、遅い、28年って遅いですね、もう。それと土砂が、残土が入っているんですよ。何故その有効な、具体的な、県との話も含めてですね、何故ここまで遅れる。なおかつ、まだトロトロ、トロトロと、他の市町の条例も検討していないという状況というのは、私は理解できないんですよ。

前にも申し上げておるんですよ、9月に。具体的にその市町あげとるんです。何を一般質問で、ものすごいエネルギーを使って、やっつてですね、そういう蔑ろにされると、ちょっとあまり気分、非常に悪いんですけども。どうなんですかね、その点は。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何も蔑ろにしておるわけではないです。議員もパワーを使っているように、我々もパワーを使ってですね、いろいろと検討させていただいているのが、今の現場でございます。また、24年から入っている中でですね、法で止められるのであれば、県が止めておりますし、国も止められますし、かといって法で移動可能なという、今の段階である土をですね、条例でびったり止めるといのは、なかなか私は難しいと、弁護士からも伺っております。

そういった意味で、今、議員がおっしゃったように成分分析表とか、出どころがどこであるとか、そういったものをですね、提出していただくように、努めていただくように、そういった部分も、しろと言えるのかどうかということも、弁護士に含めて、相談させていただいて、やらなければいけないことだと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

成分分析表が既にね、出てきとる以上、平成28年の11月分がですね、町としては直ちに、これ中身の解析に入るべきですよ。中身をどのように解析しとるんですか、成分分析表の中身を。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中身のほうもいただけるものはいただいて、分析って、そのデータをやっておりますんで、そこで法的な観点で、だめだという数値は出ていないと。出ていれば、県で止めていると思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

私の知り得た範囲で申し上げますとですね、千葉県では、君津市にあつては、東京湾を超えてどんどん入ってくると。そこに何故、君津市がああいう条例をつくったのか。県としては止められないという意見をお持ちなんですよ。千葉県としてはね。県外からの搬入については。

それをかいくぐって、別の条例をつくって、君津市なんかとかはつくっているわけですよ。そこの千葉県の条例とか、そういうところをですね、取り寄せて検討すればですね、おのずからどういう条例をつくるべきかというのは、はっきりするんですよ。何ができて、何ができないかということが、はっきりするんですよ、これは。

そういう努力を、やっぱりすべきだと、私は思うんですよ。町長、今に言われた、前も答弁ありました、法律的に考えると難しい問題があるのではないかとということ、弁護士からも伺っていると。どういう点で、規制をすると、どういう法律にひっかかって、どうなのかということ、言っていたきたいんですよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

具体例はですね、今、述べるわけにはいきませんが、一般的に、憲法や法や政令、そういったものがあって、条例もあります。ですから、そういったものを慎重に、やらなければ行政としてはですね、感情論だけで止めるわけにはいきませんので、そこらをご理解いた

だきたいなと思っております。

また、各市町のことにつきましてはですね、今も資料も取り寄せ、担当のほうで、しっかりと分析、検討させていただいております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

そのトータル的なですね、包括的な答弁じゃなしにですね、9月にも、12月も私やっているんですよ。町名まであげてですね。それに対してですね、弁護士からも伺っているように、どうのこうの、についてはですね、こんな答弁では、なんのための議員かわかんわけです。私も死に物狂いでやっているんですよ。いろいろな人から言われるわけですから、だから、この崇高な議会にあってはですね、町長そのどの点で、規制ができないのか、どういう法律にしたがって規制ができないのかということを、次回の6月の時にはっきりしてください、これは。よろしいでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず方向性からしたら、宣言をね、まず直近の議会でさせていただくということでございますので、そういったものも同時進行しながら、させていただきますので、いつそういった条例が、どのような条例を出すのかということは、現時点では申し上げられません。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

前も言いましたけどね、議員なんですよ。それで議会なんですよ。あなた公人だし、私たちが公人で、住民の命と健康、環境を守る責務があるんですよ。それだけに、私どもも必死になっとるわけですよ。あなたも必死になっているでしょう、それはわかりますよ。

だからね、全員協議会でも非公開の場でも結構なんですよ。こういう問題があって、こういう規制ができないんですよ、ということも含めてですね、勉強会、あるいは弁護士を呼んでも結構ですわ。これは是非やっていただきたいんですよ。そうでないと、どんどん、どんどん、すごい勢いで入っているわけでしょう、今も。取り返しのつかない事態になるんですよ。いかがですか。そういう現場分析をしてですね、法律まで遡って、どのような

規制するのが妥当なのか、できないのかということも、解析をする必要があるんじゃないかと思うんです。議会と執行部でね、理事者と。いかがですか、それは。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、議員ね、先ほどから熱心にお話していただいていますんで、まずはですね、今までの間のこともございます。議員は議員として、担当課でもどのようなお話でもできるんですよ。だから、ここでそうやって、ワァーと一方的な、私からすれば、自分の意見言っているようにも思うところもあります。

ですから、あなたは担当課へ行って、私はこうこうこうなんや、お前はどうなんや、町長、私はどうなんやという詰めをですね、いつでもできる地位なんですよ。

家崎仁行議長

町長、反問的な発言は控えてください。

尾上壽一町長

ですから、またご指導いただきたいなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

今の町長の答弁は承っておきます。

担当課長に、そのように申し上げておいてください。

それから、もう1つ残土についてね、私はかつて長島の野々瀬の土砂の採掘があった時に、申し上げたことがあります。それは、我が地域の土砂であってもですね、海に流れればですね、どんな海洋資源に影響を与えるかということ、私は尾鷲の水産試験場によって、つぶさに研鑽をしてきました。

その上に立って、当時の野々瀬の時も、私は発言しとるんです。今回のその建設残土にあってはですね、ええか悪いかは別にしてですよ、成分分析表は今のところ問題ないということですので、指弾をすることはいたしません。しかしながら、環境資源、環境学の観点から、生物資源学科の観点から申し上げますね、よそのこの土、土ってのは、長い間の風雨に晒されて、やっぱり馴染んできとるわけですよ。

川、船津川、銚子川、流れる雨との一体となってですね、この環境ができておるとい

こと。そこへよその土が入ってきた時に、大量のね。それは自然環境に対して、生物資源、海の資源、川の資源に対してね。私はどんな影響を与えるかということ、私は分析すべきだと思うんですよ。その分析表にしたがってですね。私は是非これをやっていただきたいと思うんです。

そやないと、本当にいくら町長が宣言をしてでもですね、これは肝心要の海の幸、川の幸が打撃を受けるようなことがあってはね、私はならないと思うんですよ。これは建設残土、重ね重ね申し上げますけども、指弾しとるわけじゃないんですよ。私は三重大大学の大学院の教授に指導を受けて、生物資源学科を勉強した上に立って、それから尾鷲の水産試験場で研鑽して、また重ねた結果の上に立って、私が言っているわけですよ。

その辺については、是非やっぱり今後ですね、この観点からも、まちづくりするわけですから、まちづくり、海の幸、川の幸が、私たちの最大の資産でありますので、この点について、是非その観点も加えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

名倉湾ではですね、既に県のほうも、水質調査なんかを行っていると同っております。そういった意味で、我々も必要とあらばですね、公共水域というかな、そういったところに流れたものに対して、公共的な部分で、あれは調査できると思いますんで、そういった部分もさせていただきたいなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。これ3番、まだ残っていますけども、どうしますか。

13番 奥村武生議員

1分前に一言申し上げます。

成分分析表、成分の分析にはね、現地でこれやってもらわないかんし、それで揚水検査も、現地で揚水検査をやらないと、はっきりした結果が出ないということ、私は申し上げますが、どうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

成分分析表がありですね、それがどういう影響をもたらすかという、敷地外で調べるこ

とはできるかと思いますが、個人のところへですね、了解なしでは調べにくい問題ではないかと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

敷地外で是非やってほしいんです。いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは前の産廃の時も、裁判でもあったんですが、本来ですね、事業者がそういったものを、しっかりやるということでございます。ただ、こちらですね、いわゆる心配があれば、そういった予算もあげてですね、検査もする必要性があると、感じた時にはさせていただきますと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

感じた、答弁はいりませんが、感じた時にじゃなしにですね、これはやるべきだと、是非やってほしいんですよ。あなたの答弁はですね、非常に、言葉で言えば曖昧模糊で、非常に難しいんですよ。

次の質問に移ります。

最後の質問について、南海プレート破壊について、南海トラフプレートと東北沖の太平洋プレートとの波源域と震源域の違いを述べていただきたい。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、先ほどの言葉が難しいってお話なんですけど、慎重になっていると判断していただきたいなと思います。そういうことで、次の質問にお答えをさせていただきます。

南海トラフプレートと太平洋プレートとの波源域と震源域の違いについてのご質問についてでございますが、震源域については、地震によりずれ動いた範囲で、波源域は津波が発生した領域であり、波源域は震源域と、概ね一致するか、または広くなることが多いと

言われておりました、南海トラフプレートの震源域は、静岡県から九州、太平洋プレートは関東から北海道と、認識いたしております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

議事進行です。答弁漏れがあります。

東北地方と、南海トラフとの違いというものを、具体的に述べられてない部分があるんですよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんが、どういうふうに説明すればいいんですか。こういうプレートの違いですね。

家崎仁行議長

皆さんにわかるように説明してください。

家崎仁行議長

担当課長、よろしいですか。

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

図面のほうが小さいんですが、この図面で説明をさせていただきます。太平洋プレートにつきましては、こちらのプレートが、太平洋プレートとなります。また、南海トラフに影響があります、フィリピン海プレートにつきましては、こちらのプレートがフィリピン海プレートとなっております。以上です。

家崎仁行議長

いいですか。

奥村武生君。

時間も確認して、まとめてください。

13番 奥村武生議員

私が言いたいのは、この違いから読み取るとは何かということまで、やっぱり考えないと、対応が誤るよということを知りたいのです。いわゆる金華山沖からですね、震源域

の断層が破壊された距離は136kmですね、それで、南海プレートにあってはですね、陸地そのものが震源域に入っていると。だから、名古屋大学の地震研究所の先生が言われたのは、津波がいったら、あっという間に、津波が来るよという考え方を持たなくてはいけませんよと言った。そのため、そこから対策を講じていかなくちやいかんわけですから、そのことを私は言ったわけですよ。

そういう浅いことでは、ちょっと困るんやけどね。これは、続きは次回の6月質問でやりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

家崎仁行議長

これで、奥村武生君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩いたします。

11時35分まで休憩します。

(午前 11時 22分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 35分)

家崎仁行議長

次に、16番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、3月定例議会、一般質問をさせていただきます。

通告してあるように、1番からやっていますが、時間的にはちょっと中途半端になるうと思いますが、よろしく願いいたします。

1番の東小学校と西小学校の地震津波対策についてということで、今、政府のほうでも

ですね、地震調査委員会が発表したのは、発生確率の基準日を、今年1月1日に更新し、南海トラフでマグニチュード8から9.9、また大地震が今後30年以内に起きる確率が、これまでの70%から80%と、発表をされております。マスコミはいろんな角度から調査したんでしょうけれども、どこまで、かなり調べていただいたんか、わかりませんが、この発表を新情報として、8割の国民の皆さんが、知らないというような報道もされております。

しかし、この南海トラフ大地震、大津波が直近の問題として、また、7年前の東日本の大惨事を新聞やテレビ等で報道されておりました。東小学校と西小学校の地震津波対策について、町長はどのように考えておられるか、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東小学校、西小学校という括りではなしにですね、各小学校、津波浸水地域にあるところについてはですね、十分避難訓練等を行っていくべきだと考えております。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長の感覚、お答えの中では、ぱっさりと切ったような答弁ではございますけれど、東小学校と西小学校の危険性といいますか、海拔も含めまして、随分問題がある場所に、学校があるわけです。それも100人以上の子どもたちが、学舎におられる。そういうことから考えると、この海拔1.7mや3mの海拔の上に建つこの校舎、ここら辺をどう考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ぱっさりということなんで、質問自体がこうぱっさりのような気がしますもんでね、申し訳ないんですけど、東小学校も西小学校もですね、そのための耐震化、非構造部材の耐震化とかですね、そういった取り組みもさせていただいておりますし、東小学校においてはですね、屋上、23年の3.11を受けて、23年度予算で、24年度だったかな、ただちに屋上に柵をつくったり、出入口が低かったんで高くしたりとか、そういう工夫もさせていただ

きました。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私は、東小学校、西小学校、別々にちょっと町長の考え方を聞いておきますが、東小学校も随分、5本の橋があって、随分その補強はされております。しかし、その海拔、ほとんどゼロに近いようなところを、国鉄の下を通っても、逃げるのはこの場合は、ここは指定してあるのは、その橋が大丈夫なのかどうか。

しかし、この考え方からいくと、もっと違うところへ建つべきだと。どっかこれから、これからずっと、私も第2次の総合計画もありますけれど、この3年前にも、したからしてないやないかという意味ではございません。ただ、この問題はこういう海拔の低いところへ、また耐震補強はしてあったとしても、この7日の東日本の大災害を見ながら、3階でも津波が抜けたと。しかも仮にあったとしても、すべて流されていったというようなところを見ると、相当やっぱりこれからの津波そのものを考えた時には、どうしてもここら辺は変えなくてはならんのではないかと。その一歩も半歩でも、とにかく場所を探そうやないかというような感覚も、持つておられるのかどうか。そこら辺のことをちょっと聞きたいんです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校の適正規模・適正配置等でもございますが、基本的にはですね、安全・安心を必要とする施設は、津波浸水域外に建設したり、移転するのが正しいことだと思っております。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

東小学校も建ててから51年、相当やっぱり古くなっております。そういう意味でも、この荻原台へ逃げるにしても、相当子どもたちには、子どものほうが元気やという話もありますが、そういうところ辺では小学生だから、大変危険な状態になっているんだと、今。そういう認識はありませんか。今のままでいいと思っておられるのかどうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員もズバツと言ってくださいよ。建て替えなさいとか、そういう話で、そうすればですね、私は今でも考えは変わりません。浸水域外、例えば赤羽とか、そういったところへですね、小学校をすべていくべきだと思っております、個人的には。ただですね、議員もズバツと言にくいのは、地域の皆さんの感情や保護者の感情、そういった皆さんの感情があるから、そうは思っている、進められないというお話で、そういう質問の仕方をしてるんだと思いますが、私自身もですね、やはり紀伊長島地区だけじゃなしに、海山地区もですね、海にあるところは浸水域外にいくべきだと。

ただその時期が、いつかということになると、地域の皆さんのご理解や、そういった保護者の考え方、百何十人のいる学校がなくなっていいのかと、そういう議論も出ますんで、そこは学校側からですね、例えば百何十人、学校の適正規模・適正配置は、30人以下になったら、そういう検討をするということですが、安全性を求めなさいというのであれば、私はそういう予算的なものも含めてですね、ただちに予算化していきたいと思いますが、あくまでもこれは保護者、地域の問題、子どもたちの問題だと思います。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

今の町長の話だと、統廃合といいますか、そういうもんも、僕は横へおいて、この学校そのものがね、危険な状態にあると、私は認識してるんですが、3日ほど、4日前ですか、歩いてみたんですが、実際その中でも、歩いて東の時は、東小学校の時は、相当やっばり厳しいだろうと、道自体がかなり低いということで、そう思いました。

それとこの萩原台へ行く橋は、これは強固で大丈夫なのだとということで、考えておられますか。私は町長がモットーとして言った、より早くより高くという、この文言は、僕はすてきですとっております。それは当然やし、その気持ちはずっと広めていかなければならないと思っておりますけれど、赤岩のほうに橋をわたせたら、一番学校のいうたらあつこのほうでも、実際に大きな地震が揺って、波が来るようやったら、直ぐ赤岩のほうへ直ぐ渡れば、呼崎の方が中腹にも小屋を建てて、いろんな資材も置いてあります。そういうところで道もよくなっておりますし、そういうところ辺の考えも含めてないと思いませんか。このままでいかな仕方がないのかなという思いですか。私はどうしても、そこら辺は半

歩でも何とか、安全なところへ検討することが、大事ではないんですかという思いです。
町長の答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

東小、西小ともですね、津波という観点からすれば、危険な場所であると思います。ですから、学校側がですね、一生懸命防災訓練等を行ってですね、逃げると。今、議員がおっしゃったように、より早くより高くを実践すべく、やっているものだと思っております。

また、議員ね、私、23年の3.11、東日本大震災が起きて、何を一番先に考えるかということから、防災の対応をしてまいりました。それはその時、議員でしたから、ご存知だと思うんですが、まず児童・生徒の安全確保です。

そういう意味では24年だったですかね、だと思んですが、24年度だったと思うのですが、呼崎1号橋のまず落橋防止をする。それから、県のほうへはですね、呼崎から両国橋ですか、あそこの耐震は大丈夫なのか。それから、萩原橋にしては、橋本体は、耐震化はできていないが、歩道のほうは平成8年度、道路橋示方書を作成された後の歩道橋でございますので、一応、阪神大震災を踏まえた上での仕様書なんで、それを遵守してつくっているものだと思っております。

そういうことからすると、赤岩の橋のことも、真っ先に考えました。赤岩の橋はですね、あそこを工事するには、大変進入路が狭くてですね、相当莫大なお金がかかる。それなら萩原台のほうがいいんじゃないかということで、呼崎1号橋を真っ先に、耐震・落橋防止をさせていただきました。それとともに赤岩も、もし橋が残っていたらということを考えてまして、これもその1年後か2年後に、赤岩の避難場所についての予算化をさせていただいたところでございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

東小の関係では、両国橋も、私もよく知っております。学校の避難としては、あちらへ行くと、川津波というような大きなもんが来たら、とんでもない話になります。海側へは絶対戻らないとは思いますが。避難場所としては、こちらの萩原台へ登っていくんですから、JRの線路の上を通るか、下を通るか、あっちへ逃げるといふことに、今なっております。

すね。

そういう意味でも、全体的に見た時には、私はそういうふうにして思っておるんですが、町長のほうはどうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから申し上げて、こちらは困難なんで、萩原台ということで、今、学校のほうも、そういう訓練をさせていただいております。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

先ほどからの説明で、東小学校はなんとか動かさんなんだから、どうしようもないなど、私は思うし、町長のほうはいろんな予算のことも、統廃合のことも含めて考えておられる。それは責任者ですから、当然そこら辺もあろうかと思いますが、今の状態でおったらだめだと。

それで、西小の問題について、ちょっと述べさせていただきます。この西小も、40年過ぎておりますね、建て替えしてからね。しかし、古いところもあるようです。ただ、この西小の逃げ場は、岡ノ上、長島神社とは書いてありますが、第2次避難場所としてね。違うね、岡ノ上、長島神社もありますが、長島神社に行くにすれば、随分家が混み込んでおって、電柱が壊れたり、家が壊れたりして、なかなか長島神社のほうへは、足元が危ういだろうと、これは感覚ですけどね。

しかし、岡ノ上へ道がずっと前から、旧町の時からあっこを何とかしようということで、いろいろ働きかけもして、地主さんにも話をしておりましたけれど。なかなか今そのまま、昔と同じ状態の中で、この岡ノ上が、あっこさえきちっとできれば、前が江ノ浦という海ですから、どうしても後ろのそこの道しかない、逃げるにはね。そういう点で、もっと持ち主さんとは、もっともっと話をして、今まで止まっていた、この動きが、ここに道ができれば、当然高いところへ、どんどん逃げられるんですから、そこら辺の思いというのはありませんか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もそのように考えて、そのように行動させていただいて、今の現状のようにですね、なかなか難しい状況でございます。あまり個人的なことなので、これ以上はお話しないと。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

別にどうしても買わさせてくれとかっていって、強引な話では、決してないと思うんです。だから、今の町長の話だと、地主さんに、これ以上はできないんですっていう話、それはもう絶対だめだという諦めた言葉なんですか。それではもうあっこでは、西小学校やったって、随分いうたら逃げるところが、本当に狭いし、普通の民家が壊れたり、電柱が壊れたり、そういう時は八方塞がりになってしまうんですね。そこら辺では、岡ノ上は歩いて、ちょっとずつでは、狭いですけど、そこであがれることはあがれますけど、あんだだけの生徒した時には、誘導した時には大変難しい状態になってしまうというのは、これは火を見るより明らかだと、私は思っておりますが、最後、1つ根気よく、そこら辺の話はできないんですか。どうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個人的なことで話したくないんで、あれなんですけど、何度も私も本人ともお会いしました。そして、一時期、進みかけたこともございました。しかし、今の現状でございます。そこはですね、もうこれ以上、お話ししないことにさせていただきます。

それと、岡ノ上のこともございます。ただね、長島神社まで200mなんですよ、校門から。私はあそこのほうが、ずっと広いと思うんです。岡ノ上へあがってもですね、一部は上へあがれますが、あとは平行移動というか、横へ移動して、それから記念碑山へ行くような形になるんで、私は小学生の足であれば、道路が十分かわせる広さがございますので、私は長島神社まで走り、より安全・安心な避難路をあがっていただく、これが本来一番いいのではないかと、おそらく学校のほうでも、そういったことはいろいろと訓練の中で、取り入れていただいていると思っております。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

状況は、僕らも話は受けましたけれど、PTAの方や、そんな人も、頭を下げてなんとかありませんかということをお百度参りじゃないけど、やっぱりあっこしかないな。今、宮さんの前と言いましたけど、あのちょっと道は広いですけどね、広いっていても、まあまあそんな広い道ではないですが、あそこら辺で電柱が壊れたり、家が壊れたりするのは、これは絶対起こるだろうな。僕の思いでは、もう100%壊れるやろな。電線なんかも、落ちていたら、なかなか中学生ならともかくも、小学生がおる時に、そういう状態になったら、本当に大変なことになる。

この問題についてはですね、子どもは、大人はどうでもええというつもりはございませんが、子どもたちをどうしても助ける状態にしておくと、安心して学校に通えるようなところにつくらないと、これは将来でも、東日本のような大災害が起こったとしても、仮に不幸なことが起こってしまったら、これ以上の財産を失うことはないと思います。

そういう点で、本当に、それは根気よく、諦めずに、考えなくちゃならんのでないかと、私は思っておりますが、この件については、これで終わりますが、町長の考えを再度、同じですか、同じですというんなら、これからはもう全然そこはないんだなという思いを、町民の人も思ってしまうんで、そこら辺のことで、ちょっと努力をしていただきたい。そのように思いますが、どうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

岡ノ上についてはですね、別にこれからもですね、努力はしていくつもりでおります。それから、それと避難経路の問題ですけど、あの長島神社へ行くまでの道ね、結構広いんで、そういう意味からすれば、あれが駄目だと言え、もう津波避難の登り口いくところ、全部だめになりますわ。

それでも、どういう角度から行けるか、検討しながら、例えばその横へ行けば、宮本会館の横も避難路をつくってあります。あそこへ行くまでに、岡ノ上、宮本会館、それから長島神社も3本あります、その200mの間に。

だから、それぞれを工夫しながら逃げていただく。経路もしっかりと2本、3本確保していただくと。それは訓練の中、意識の中でやっていただく話だと思っているところでございます。

それと1点ね、もし浸水域外に移転しろというんだったら、議員の口からはっきり言ってください。そして、疑問や問題点を投げかけてください。そして、西小学校や東小学校のPTAや地域の人が、いやいやそうやということで、移転するのであれば、先ほど申し上げたように、私は真っ先にでも、予算は付けさせていただきます。

ただ、あなたもね、議員も話がしにくいように、この統廃合の話というのは、地域がまず大事だと思うんですよ。子どもたちが大事なんですよ。

家崎仁行議長

ちょっと止めてください。今のはちょっと反問的にも。

尾上壽一町長

反問じゃない、自分の意見なんでね。

家崎仁行議長

質問に。

尾上壽一町長

ということなんで、答弁終わります。

家崎仁行議長

さっき、今、終わりと言われたんですけど、ここで休憩。

16番 中津畑正量議員

ちょっと提案せよというんで、私のほうでは、議員としてはね、村の人にも、町の人にも、そんな話もしました。また、尋ねられました。しかし、それはやっぱり責任としては、やっぱり行政が、もういろいろ検討して、一歩でも半歩でも、伸ばそうやないかという話を、やっぱりするのが、町長だと思います。

それは町長にせえという意味ではないけど、それは教育委員会もPTAの人らも、話して、これは今のままでは大変危険なんですということで、話をいけば、それは全体的にこうやっぱり解決に向けていくんではないかと、私は思っています。

議員一人ひとりが言うたらええということではないと思いますけどね。

家崎仁行議長

今、質問されていますか、町長に。今の答弁求めますか。

16番 中津畑正量議員

あつたら。

家崎仁行議長

あったらって、はっきり言ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

これはね、やはり教育委員会や地域の人、そういった学校関係者、子どもたちも含めてね、しっかり議論すべきだと思います。私はまずそこがあってのことだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

家崎仁行議長

ここでよろしいですか。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩します。

1時まで休憩します。

(午前 11時 59分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

16番 中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

2番の、これでいくと何番でしたかな。2番やね。学校給食について、質問をいたします。学校給食そのものは、合併前はセンター方式と自校方式に、それぞれ選択をしておりました。ただ、旧長島町の時から、いろいろ検討をして、今、先輩の人たちが、ほとんどない、おらないんですが、この時に、おいしい給食を食べられるには、遠距離にもなって、非常に温いはずのお米も、冷めてしまうんではないかというようなこともあってですね、給食を食べられるよう自校方式で、スタートした経緯がございます。

紀伊長島地区は自校方式からセンター方式にということで、いろいろ説明を、この前、受けました。この紀北中学校を除く、センター方式に変えるという説明があったわけですが、保護者や子どもたちは、あんまりわからないと思うんですが、保護者の方の意見をどこまで聞いておられたのか。私はそのところは、一番大事ではないんだろうかと思って、担当課長にでもお聞きしたいんですが、ここら辺の聴き取りが、どういうふうに話し合いがされたのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問の保護者や子どもたちの意見聴取につきましては、これまで紀北中学校を除く、各小学校、中学校のPTA役員会並びに校長会などにおいて、学校給食センター設備について、現状とその必要性を、ご説明をさせていただいており、概ねご理解を得たというふうに考えております。

またですね、そのPTA役員会とか、校長会の時にですね、この話をですね、もっと聴き取れというふうな意見ありませんので、概ね理解されたというふうに考えております。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

ありがとうございました。

この聴き取り、話し合い、いろいろな話が出たと思うんですが、給食そのものがね、歴史的にも結構長い間、こういう格好ではきましたけれど、若いPTAのお父さんやお母さんの考え方も、まだ随分違ってきたんだろうと思っております。

そういう意味でね、いうたらPTAの役員だけでなく、PTAの方たちのアンケートでも、例えばこれ自体、寄ってもらって、いろいろ話し合いをするべきではあると思うんですが、そこら辺は役員だけで、教育委員会と課長たちと、話を進めたということで、よろしいんですか。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

これです、話し合いが終わるというわけではございません。

今、説明させてもらいましたように、紀伊長島地区への学校給食センターを整備するということについては、概ねご理解を得たということです。このようなことからですね、さらにですね、今後、整備する場所、年度、それから規模等などですね、詳細が決まりましたらですね、また、いろいろと保護者の皆様にご説明、また話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私は何故こんなことを聞くかという、随分お父さん、僕も聴き回りをしたわけじゃないんですが、子どもさん持っている人なんかも、高齢の奥さんもおられましたけども、そんなことで、いろいろ聞きましたし、学校もちょっといろいろ、風邪の流行った時です、覗くような格好で、給食室、大変きれいになっておられるなという感じはいたしました。

しかし、例えばね、これは北勢のほうの町なんです、ここでもね、いろいろ検討された。例えばですね、自校方式の中学校給食の実施を求める請願が、とにかく議会へ出てきたので、慎重にいろんな委員会、また公設公営の自校方式が望ましいという格好で、いろいろ検討した結果、自校方式に決めたというような話がきました。

その中では、検討委員会の答申に沿った検証が、どんどん進んだ中ですね、全国の学校給食で、これは自校方式をするためのものではないです。あくまでも参考として、私は受け止めておるんですが、全国の学校給食で、異物混入や食中毒などあってはならない事故が、私も見ましたけれども、テレビなんかに出るのは、大きいやつは、そういうような発生がしていると。そういう意味では、ほとんどセンター方式や外部委託で、こういう事故が起こっている、自校方式は良いんだということで、決定されたようです。

そこら辺はですね、いろんな考え方はあろうかと思うんですが、この協議は、本当に何回か繰り返して、やっぱりやったようです。そういう意味で、今回の給食の関係についてはですね、本当に2月16日の中でも、現状は学校給食衛生管理基準というのが、適合していないがごとく、そういうような格好に報告されておりましたが、その中身はちょっと

説明していただけないですか。

課長でも結構です。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

学校給食衛生管理基準ということでございますが、今現在、紀北中学校を除く学校給食施設につきましては、ドライシステム、床が水に濡れないというような、ドライシステムになってございません。そういう部分では、学校給食衛生管理基準へ適合はしていない部分がございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

ということは、今、課長言われましたけれど、衛生管理基準というのには適合してないんだと。ドライでないと。ウェットではいけないんだということに、とってもよろしいんですか。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島赳郎教育長

今の現行のままでも、十分衛生管理をしていますので、適合はしてないんですけども、それが許されないかという、そうではありません。ただですね、新しくセンター方式になりますと、ドライシステム化ということで、より衛生基準に適合するというところでございます。

またですね、作業汚染区域とかですね、それから、非作業汚染区域を別々に分けることができますので、より一層ですね、衛生的になるんじゃないかということで、議員、先ほど心配してました、リスクのですね、リスクの部分もですね、かなり解消されるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

順番にずっと一応聞いておきます。3番の調理場は大変きれいに整理している。私もびっくりしたんですが、それはやっぱり調理師の皆さんの努力だと思うんです。古い建物で、壁なんかもちよっと汚れるというよりも、傷がついたり、色が変わったりするところは、確かにありますけれど、随分きれいにしているなどということ、びっくりをしたところでございます。

これ全体的には、どういう感じなんですか、課長。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

現有の各小中学校における、学校給食施設の運用につきましては、日々整理整頓に努めていただきまして、安全で安心な給食の提供に努めてございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

最後に、最後というか、4番目に、センター方式は調理員というのはね、何名いることになるんですか。これからの計画になると思うんですが、生徒数はもうちゃんとわかっているんですけど。

家崎仁行議長

宮本課長。

宮本忠宜学校教育課長

センター整備後の調理員の必要な人数ということでございますが、まだ、これから計画設定等を行いますので、その結果、調理員数が決定するものと考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

課長、今の話では、これからだと言われますが、予算的にも、もう計上して、説明もちょっとはありましたけれど、場所はわからないということでしたけど、こういうセンター

方式にするために、そういうことは一番大事なことではないんかと思うんですが、今の給食婦さんは、紀北町、長島町、長島地区の中学校だけ除いたなかで、16名か17名おられると思うんですね、調理員さん。そこら辺で、直ぐこれぐらいになるんではないかという、あれは持ってないですか。

家崎仁行議長

宮本課長。

宮本忠宜学校教育課長

今現在のところ、センター整備後の給食調理員の必要な人数というのは、わかっておりません。以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

このトータル的に、僕は一番気になるのは、やっぱりPTAの方、特にお母さん方は、この問題をどういうふうに考えるかということはどうですか、町のほうの良い面も、悪い、悪い面と言うたらおかしいけど、先ほどちょっとほかの町のこともしやいましたように、そういう心配もあるということもあろうかと思いますが、そこら辺は今後とも、そういう特にこの件については、やっぱり五分五分やったら、センター方式でもいいんだなどは、僕も思っっては、はっきり言うておりますけれど、しかし、そこら辺の聴き取りは、できるだけきめ細かくやるべきだと思うのですが、そこら辺の考え方をひとつ聞いておきたいと思えます。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

先ほどですね、ご説明させていただきましたように、現状とその必要性といいますか、いわゆる老朽化が進んでいる。

それから、より衛生的なドライ方式にもっていく。

それから3点目は、小規模施設ですので、これから老朽化しています。そこにですね、そこを改善していくというのは、なかなか難しいところもありますので、この3点をもってですね、ご説明させていただきました。そういう現状とその必要性をですね、ご理解をいただいております。

またですね、確かに自校方式といいますと、ええなとは思いますが。ただですね、今のおいしさとか、冷めるということは、一切自校方式とかセンター方式、ほとんど差はありません。運送についてもですね、2時間以内にきちっと学校に届くということも、できますので、そういう心配はございません。ただ、自校方式への気持ちというのはですね、それは理解はできるんですけども、先ほどの繰り返しになりますけれども、その現状と必要性というところで、ご理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

これからも、そういうような話し合いといいますか、メリットもあれば、いろんな問題もある声を聞こえてくるだろうと思えますけれども、どっかでは決断をせなくちゃならんということになるろうかと思えますが、是非そこら辺は細かくね、問題はこんなんやでという人もおられるし、いいやんかと言われる人もおられるんで、そこら辺のことは、一定期限を切って、やっぱりできるだけ話を聞いていくという話、それはやっていただけるのでしょうか。

それと、このセンター方式で、いうたら調理員が何名になるかというのは、今の状態よりもずっと少なくなると、私は思います。わからないけど、例えばセンター方式だったら、1つのおかずやお米を炊く、そこの1箇所でするので、当然今のように各学校における調理員さんは、やっぱり多いだろうと。そうしてみると、当然、そういう人たちは、どのような話になるんか、わかっていたら聞いておきたいと思えます。

家崎仁行議長

宮本課長。

宮本忠宜学校教育課長

給食調理員のセンター整備後の数でございますが、今現在、何人必要かということは、わかっておりませんが、参考までに、海山の海山地区では、学校給食センターで、学校給食を提供しております。海山地区の学校給食センターの調理員の数を、ちょっとご参考までに言わせていただきます。

海山の給食センターにおきましては、この平成29年度611食、給食を作製しております。その中で、センターの給食調理員の数でございますが、調理員が9名とあとパートさん、

パートの調理員が3名、合計12名の体制で、今やっております。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

そうすると、今、海山地区で給食をつくっていただいております調理員の方、この方たちは本当に少なく、少ない人数でやる。今の長島地区のほうでの調理師さんは、相当浮いてくるというか、余ってくるということは言われるので、そこら辺の対応は、どのように考えておられるんですか。その誰かはわかりませんがね。そういう意味で、これは1つのとこへまとめるんですから、当然人間としても、そういらなくなるとは思うんですが、どういような対応をしていくんですか。

家崎仁行議長

宮本課長。

宮本忠宜学校教育課長

センター整備後の給食調理員の数につきましては、計画設計後、必要な調理員数が決定した後、改めて給食調理員の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

最後にしますけど、この調理員さんも、いろんな所得も少ない人もおられるやろし、いろんな条件の方がおられると思うんで、そういう意味では、これはあんたは試験みたいなことをして、駄目だよというような話になるんか、そこら辺はね、非情ないうたら立場にならざるを得んとは思いますが、そこら辺は今後とも、是非このそういうところに辞めてくださいと、合格ですというような格好にならないような、違う手立てもあるんかどうか。そこら辺も是非探していただきたな。採用しないというようなことは、起きてくるんでね、絶対。そこら辺は非常に、するほうも大変でしょうけど、これは全体、避けられるような雇用も考えていくべきだと、私は思っております。

それでは、今の状況は、これからもPTA、父兄の方に、聞いていただく。私も、またこれからも聞いて、知る、知らない人も含めてですね、ちょっと聞きながら、本当に子ど

もたちも喜ぶような、給食にしていかななくてはならないというのは、1つだと思います。

これで2番目は終わらせていただきます。

それで、3番目、クリーンセンターの処理について、1番は、し尿と汚泥は、固形にしてといますか、処理をして、焼却する。水等は加工してといますか、処理をして流すということでもありますけれども、海野漁協との関係は、海に近いだけに、400mあるかないかですが、そこら辺の話もされておられるのか。

また、2番目に新たに結ぶ、公害防止協定はどのような内容になるのか。その点を教えていただきたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、クリーンセンターの処理についてのご質問にお答えをいたします。

今、改修にあたりまして、海野漁業協同組合への説明が必要と考え、既に昨年10月に相談に伺っているところでございます。組合長ほか三浦区の組合役員にお会いし、町として施設改修をする予定があること。改修後の施設では、処理水を川に放流していきたいこと。放流水は臭いの発生がなく、無色透明の安全なものであることなどの説明をいたしまして、ご理解をいただきました。

また、今後、漁協として説明を求める必要が生じた場合には、説明に伺いますと申し上げております。

そして、公害防止協定につきましては、平成31年3月で終了となっております。来年度から新たな公害防止協定を結ぶ必要があるものと考えておりまして、内容につきましては、これまで町と区の信頼関係を維持してきた、現協定をもとに、変化がある放流に対する声にお応えし、安心していただけるよう、三浦区と相談しながら、詳細を詰めていきたい。そのように思っております。

家崎仁行議長

中津畑正量君。

時間を確認してください。

16番 中津畑正量議員

今の町長の答弁ですが、この公害防止協定というのは、やり方は全然違うんですね。放流するものと、放流っていうても、たくさんの水ではないと思いますが、今までは、ここ

の芝生の下で、やっぱり蒸発させて乾かして、焼却しておったと。そこら辺が根本からちよつと違ってきたんで、そこら辺は、今までの公害防止協定とマッチするのかなどか。

まあ、僕は不信には思うんですが、それと、海野漁協については、わかりました。ただ、僕たち三野瀬の人たちは、この水路の横で、その川へ流れるわけですが、牡蠣をとったり、海草をとったり、そんなこともしておられるんですね、そこら辺も十分気をつけてですね、苦情が1件でも出た時には、大変なことになるような、公害防止協定になると思いますが、1つそこら辺をよろしく願いしまして、答弁をいただいて、今日の一般質問を終わらせていただきます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これまでもですね、三浦地区の皆さんのご理解をいただきまして、協定を結ばさせていただいております。したがって、放流の前の時点での水に対しましては、今現在もですね、基準値等をクリアしているものでございまして、しかしながら、形態としては放流という形になりますので、その辺もですね、協定のほうに入れさせていただいて、もしも何かあった時は、直ぐ事業を止めるよ。また、点検いただいておりますよ。そういう時にも何かご指摘があったら、それに直ちに対応されるような、そのような協定になるのかと思います。

家崎仁行議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩します。

1時40分まで休憩します。

(午後 1時 25分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

家崎仁行議長

次に、10番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

それでは議長の許可をいただきまして、平成30年3月議会での一般質問を行います。

今回は、通告どおりの5つの案件を質問いたします。

1つ目は、12月議会に続き、いこかバスの空白地域での新ルートに関しての進捗状況について。2つ目は、2市3町に関わる広域行政による、ごみ処理施設建設計画についての進捗状況について。3つ目は、何回も質問してきました、老人ホーム赤羽寮の運営について。4つ目は、30年度の当初の一般会計予算について。5つ目は、RDFリサイクルセンターの修繕予算についての5つの質問であります。

それでは、12月議会に引き続き、シャトル方法による空白区域の新ルートに向けての行政としての取り組みに関しての進捗状況を教えていただけますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員のご質問にお答えをいたします。

いこかバスの新ルートの進捗状況ということでございますが、現在、公共交通空白地対策として、海野、中ノ島、西町、浦町等を經由する海野線と、木津、便ノ山、小山を經由する便ノ山線の2路線を、いこかバスとして、平成23年7月から運行しているところでございます。

このバスの運行にあたりましては、バスに対する住民アンケート調査や、老人クラブや自治会の協力を得まして、地域でのヒアリングを開催いたしましたところ、それらで得た意見や要望に基づいて、運行目的を日常の買い物と通院とし、それを実現するため週2回、1日午前中3便のバスを運行することといたしました。

その後も乗降調査による利用者への満足度調査や、沿線地域でのヒアリングを繰り返し、路線の利便性の向上等に取り組んでいるところでございます。この結果、平成28年度には、

海野線、便ノ山線、2路線で1日あたり16.4人、延べ3,393人の利用がございまして、利用手段を持たない利用者の方々には、大変喜んでいただいているところでございます。

平成30年度におきましては、公共交通空白地対策と河合線の改良を兼ねまして、自主運行バスの試験運行を計画いたしました。公共交通空白地対策の対象地域は、志子奥、田山、戸ノ須、片上、名倉で、河合線の改良は中桐から志子までを対象といたしております。この試験運行を計画するにあたり、これらの地域でバスに対する意見交換会を開催し、皆さんのバスに対するニーズを伺った結果、買い物と通院に、週1、2回、滞在時間は1時間程度という希望がございましたので、週2回、1日、午前中3便程度の運行を計画しているところでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

町長、今の新ルートに関しての戸ノ須、名倉、呼崎は抜けているように思うんですけど、入ってますか、ちょっとそこだけ答弁お願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コース等の詳細につきましては、担当課から答弁いたさせます。

家崎仁行議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

お答えさせていただきます。今、空白地対策としての地域ということで、町長はお答えさせていただきましたので、呼崎地区は空白地区ではございませんので、申し上げませんでした。ルートとしては呼崎地区も入ってございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

呼崎は空白地域に入っていないというのは、どういうこと。今、便があるわけですか。

家崎仁行議長

宮原課長。

宮原俊也企画課長

現在はですね、紀北町で公共交通空白地区として、あげてございますのは、公共交通網形成計画というものがございまして、そちらのほうで交通空白地ということで、指定して掲載しているものでございます。

その基準としましては、駅とかバス停とかから500m圏内にない地域、あるいはその地域の一部分が、その500m圏内に入ってない地域ということで、指定をしておりますので、呼崎については、その500m圏内に入っているということで、その空白地ということでは、カウントはさせていただいておりません。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

この空白地域に入っていないということは、よくわかりました。

しかし、今回のルートからしたら、やっぱり呼崎も入るから停まれるということで、理解させていただいていいですか。答弁よろしくお願いします。

家崎仁行議長

宮原課長。

宮原俊也企画課長

そのとおりでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

今度の私、12月議会に質問させていただきました、戸ノ須、片上、名倉、呼崎ルートに関しては、いろいろ担当課の課長はじめ皆さんの、地域での河合から志子奥、田山の方々にも、いろいろな意見を聴取して、考えていただいているということは、耳に入ってきましたんで、そのことはお礼を言いたいと思います。

しかし、その聴き取りだけじゃなくて、実施するにあたってですね、だいたい計画の新ルートに関しては、いつ頃から開始できるような予定でありますか、ちょっと聞かせていただきたい。

家崎仁行議長

宮原課長。

宮原俊也企画課長

この試験運行の運行開始につきましては、まず、今議会で予算を認めていただきまして、その後ですね、公共交通会議で合意をいただいて、それから、陸運局の申請をさせていただいてということになりますので、概ね3カ月はかかるということで、7月から9月までの3カ月間ということで、実施させていただきたいというふうに考えてございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

開始は7月頃からということで、認識させてもらっていいですか。

また、その中でね、本当に空白地域に入っていない方々でも、やはり今、タクシーがなくなったんで、やっぱり移動手段の足がない高齢者の方々が、やはり公共にね、行政に対して大きな望みを持っておるわな、足の確保はできないということで、そこそこは十分にね、高齢者の方々のお気持ちを汲んだ運行ルート、またこれで、今、言った中で足りない部分も、たくさんあると思うんですが、そこは考慮してやっていただきたいと、また新ルートも。そういうところの考えを、町長ちょっと答弁いただけたら、よろしく。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町全体として考えますとですね、いこかバスだけで、全体がカバーできるかと。例えば1台ですね、増やすとか、そういった意味でも、地理的な部分もございますので、今ですね、いろいろなパターンを考えておりますので、そういうものを複合的にあわせながら、空白地帯を解消できればということで、今、検討しているところでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

あのね、町長。このいこかバスを主体に考えたら、今の答弁で結構なんですけど、私はまた小さなね、また地域のところには、10人も乗れる小さなマイクロバスで、私は考えてやっていただきたいなど。やっぱりいこかバスと、先ほど言うたように、交通あれの諮問のあれをしたり、陸運局の許可を得たりして、あれが大変システム的には難しい面もある

かと思えますので、やはり町独自の、やはりそういうような高齢者の方々の、本当にたくさん乗らない、1人か2人、3人、4人の方々の救済のためにも、そのようなマイクロバスでの運行は考えられないか。ちょっと答弁をいただきたいと思えます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

小さい乗り物にしてもですね、基本的には公共交通の料金徴収ということでは、公共交通会議を通らなければいけませんので、そういった部分はですね、議員がおっしゃっている意味合いはわかります。そういったことも踏まえて、今、検討しているということでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

交通なんだった、公共交通、そのやはり、その中での協議した結果を踏まえなければならぬですか、小さな。たぶん小さな、10人までのマイクロバスの運行だと、町独自でできるんじゃないかと思うんだけどね。そこは、陸運局のあれにも入ってないと思うんだけど、そこはどうか、町長。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この網計画の中に、そういうこと書いてあります。そういうことで、まずは公共交通との整合性というかね、ダブらないとか、いろいろバスや汽車のことも、いろいろありますので、そういうのを踏まえなければいけないんで、そういう事業者、議員も以前、入っていただいていたね。そういう事業者の方も踏まえた中で、そういうお互いの会社の事情や、利益等も踏まえてですね、そこで検討して承認していただいて、それからやるというような形になってますんで。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

できるだけ高齢者の方、弱者に対する配慮したね、交通システムを、紀北町独自のまた

考えの中でも、システムを考えていただいたらどうかなと思うんですけど、よろしくそこはお願いいたしたいと思います。

それで、次にですね、紀北健康センター行きの直行バスの運行についてですけど、町長、やはりこれ前者議員の樋口議員が、資料で貰ったんですけどですね、やはり紀伊長島の方が少ないということ自体は、私はこの紀北健康センター行きの直行バスの運行に、大きなやっぱり問題があるんじゃないかなと思いますけど、町長その辺はどう思います。答弁をいただきたい。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろね、おそらく議員のおっしゃるのは、紀伊長島から海山の間のお話だと思うんですが、今後、一応、今の状況はですね、移動時間20分なら20分を除いて、同じ条件にしています。長島の方はこの庁舎まで、海山の方はセンターまでという条件になっています。

これはそのようになってますんで、基本的にこの間の方たちをどうするかという問題はですね、今後、検討していく課題の中の1つに入っております。

それともう1点は、なんていうかな、この東長島の中心にあって、長島の方が少ないということで、集落的に小さなのが続きますよね。そういう中からすると、まだまだ健康センターに対するですね、意識のほうも、まだ醸成してないというか、前者の議員にも答えましたんですけども、安定してない状態なんで、そういうものも見極めてですね、長島の方には入っていただいて、また時には試験運行的なことも、やっていこうじゃないかというお話はしています。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

あのね、町長。やっぱり20分ぐらいと言いますがね、私も健康センターのバス、直行行きのバス見させてもらいました。新しく購入して、そしてですね、前者議員の質問には、町長、3便、日に3便の直行便を出しているということでしたけど、3便ではね、これ長島の人たちも、なかなか1回行って3時間、4時間の時間を要するためにね、行って向こうでいろんな泳いだり、スポーツしたり、健康器具を使っただけの運動をしたりして、その中でのことを考えると、本当に余裕のあるもんしか行けないわけですね、普段の日は。

その中でね、私は今の直行バスは、やっぱり集客を、まずせないかんなど。そのためにはですね、別に高速で直行で早く行かなくても、だいたい今の時間で、町長どうですか、ここから42号を使ってセンターまで、健康センターまで、30分もあれば十分いくんじゃないかなと思うんですよね。その中で、私は向こうで次の時間、3便のある3時間か4時間後の出発ではなくて、やはり降ろしたらシャトル的に、グルグル、グルグルやっぱり回ったほうが、やっぱり集客も増えるし、1回行ったら健康センターの良さもよくわかると思うんです。

要は紀伊長島の方々が、これからちょっと見てみると、1日2人の状態です、約。73人でしょう3月は。2人の状態で、やっぱりその運行しておいて、そんなら波及効果が、バスを購入し、運転手をして、運行している中での形の中で、波及効果が十分出るのか、何も出てないように思うんですけど、町長そこはどう思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このバスはですね、今、ご利用していただいている方には、大変喜んでいただいております。約、センターの中で2時間できます。それと私ども週に2、3回行っているんですが、ちょうど2時間あれば、プールが使えるというような時間でございます。

ですから、そういった運行時間に対してはですね、今のところお乗りになっている方も、時間が短いとか、そういうお話はないんで、時間的にはいいのかなと思います。そういう中で、長島の方は少ないというのは、やはり基本的に、今まだご参加いただけていない方が多いんです、長島の方ね。その20分という時間、30分という時間がどうなのかという問題もありますけど、我々としては、まずは長島の方に周知していただいて、乗っていただくと。そういう中で、今おっしゃったような、いろいろ途中、停まるかどうかということも、聞かせていただきながらですね、どういうことをやっていけばいいかということも、検討させていただきたいなと思います。

今、4カ月でございますので、いろいろとまた今後、検討させてください。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

私は長島の方々、いろいろ聞くとですね、やはり行政としてもルートを、運行するルー

トを、当初からなぜ高速の一直線にしたのかと、1ルートに。私は当然、やはり20分と10分、30分だったら10分違うだけですね。そんなんやったら何故、古里、道瀬、三浦、上里へずって行って、行ってもそれぐらい、30分か35分です。何故そのルートをつくらなかったか。集客を目的にやっぱり運行するのが、最初からの考えを持っていただけなかったのかなと思うのは1点ですね。

それで、もう1点は、別に行ったから2時間も、そこに待ってなくても、シャトル的にいったん戻って、十分に行けるわけですね、そんなら。1時間に2回、行けるわけですね。2時間のうちにね。それで、そういうことになれば、また行った人たちも、そうそう、行けるわけですよ。そんなら、あんだけの高額なマイクロバスを購入したのもね、やはり止めておくというのは無駄なん。やはり車というのは、走らせてなんぼの成果あげるもんですから。

それで、やはり1時間に1本ずつぐらい出ているよということになれば、また利用する人も増えるんじゃないかなと、僕の憶測ですけど、町長、だから便を増やすことに、一応配慮願えたら、また効果が出るんじゃないかなと思うけど、町長の考えはどうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

対象者の数が、結局、絶対数になりますんで、それで回数がいったから、今、200人が、数が増えたんでって、そこがどんだけ、結局、利便と経費の問題ですよ。利便は1時間どうこう、行ったり来たりすればいいんだけど、そこでかかる経費、それでまた、対象者が200人の中で、バラけるだけであって、なかなか難しいという部分もあります。

まず1点、まずこのバスを動かすことにした理由が、先ほど申し上げたように、海山の方は健康センターへ行きます、いろいろな手段を使って、車なりいろんなもんで、それで、長島の方が、いろいろな形で海山の健康センターまで行くということは、較差があります。差があると思うんです。この20分、時間ばかりでなしに、ガソリン代とか、そういう車のタイヤの傷みとか、それをですね、解消するためには、長島の方も庁舎まで来れば、お運びできるという、同じ条件をつくります。

そういうことから運行を始めました。この20分というのは、どうしようも致し方ない部分でございますんで、そこはご理解いただきたいと思うんですが、海山の人は健康センターへ直接、長島の方は庁舎のほうへ来ていただければ、そこからはお運びさせていただく

という観点で、同じ条件でご利用できる、そういう形です。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

今、町長、200名と言うたけども、200名だったらいいんですよね。今、現時点73名なんですよ。それで、やはり私が言いたいのは、有効にやっぱり車を使ったらいいよと。その経費の問題を考えるんだったら、町長。はっきり言うて、行政で経費のことを考えてやるというんだったら、絶対に無理です。ある程度のね、なんや利益っていうんか、それを考えてのことは、だいたいこういうものは福祉関係のマイナスの中で、はじめて始めながら、よくいけば、それがプラスマイナスゼロになって良いというのが、やっぱり行政の中のあれじゃないかな、仕組みかなと思うんですけど、それをまたね、長島へ戻ってということも言いましたけど、その間、待つとる間、白とか島勝浦、海山地区の、そういうところも回れることも回れるんですね。

島勝、白浦、矢口とずっと、来れるルートでも、ただ、私は今の中のこの3便で使っている運行ルートに関しては、ちょっと無駄が、あまり大きすぎるんじゃないかなと思うもので、そこを提案しとるようなわけですけど、町長、これ今のようなシャトル的にするか、また海山を走ったら、また、健康センターへ通う人たちが増えると思うんですけど、どうすか。改良するあれはありませんか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、経費がかかると、経費かからなくて、儲かるんだったら、民間がするというのは、もう前々から言っているんで、そこは一緒です。それで、できるだけ経費を少なくして、利便を良くするという、ここをこう、よく言うトレードオフという話、よくするんですが、相反する部分を、なるべくつけたのが今なんで、そして、議員おっしゃるように、今、おっしゃったシャトルは、今、考えてないんですけど、そういう途中で停まれないかという議論をですね、指定管理者ともしています。

それで、担当のほうにも検討させています。ただ、そこには予算というものが、指定管理料とか、違ってきますんで、そういうのも含めてですね、今、検討させておりますんで、はい。実際、車の運行とか、そういう経費が指定管理料を払ってますんで、議員はどんど

ん増やすとなると、やっぱりそこに予算化も要りますんで、そういったものも含めて、今検討しておりますんで、例えば、例えばですよ。

1便の一番お客様の少ない時間帯を、バス停かなんかへ停まらせていただくということで、来るとか、例えば予約で、その便の中の予約があれば、下を通っていくよとかですね、それにはやはり20分かかると、35分かかると、違ってきますんで、今、使っている方たちのご意見も聞かなければいけません。

そういう検討はしているというご理解で、お願いします。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

町長、1つだけ確認させてください。今、その運行に関しては、指定管理者のほうに入っているということだったんですけど、前回、前者議員の質問の中では、3便出しておる中で、4時45分、最終便ですか、これに関しては何、なんですか、今の。指定管理者のほうということは、2便は町がやっておるわけでしょう。そやで、その全体は指定管理者のほうで、みなやっているというわけじゃないでしょう、経費に関しては。1便だけでしょう。その点ちょっと。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指定管理料は2便です。それで3便目の部分は、スクール講座の中で、支払いしていただいておると、間違いなかったかな、違うか。ちょっと担当のほうに答弁いたさせます。

家崎仁行議長

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

バスの運行は、はじめ海山地区にバスを置いてありますので、最初に来ます。そこから、3往復便があるんですけども、帰りもう1回行くと、合計4回、往復するわけなんですけども、そのうち人を乗せるのが3便です。最初の1便、2便は、主に住民の方が利用していただいて、3便目は、水泳教室の生徒も対象にさせていただいていますので、そちらのほうは指定管理者の海山スイミングクラブさんのほうで、負担をさせていただいておる現状です。

最初の1便、2便と、行き帰りの分に関しては、指定管理料の中で支払いのほうをさせていただきます。

家崎仁行議長

町長、お答えください。

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しいのは課長のほうが詳しいんですけども、便をですね、1つずつ分析させていただきます、ここは町民の方を乗せる部分、指定管理料で賄っていただく部分、それから、スクール・講座はですね、収入が指定管理者のほうへ入りますんで、そこで利用される子どもたちがおりますんで、そのどのだけのあれは、指定管理者に負担してくださいよという仕組みですよ。合ってますね。

家崎仁行議長

井土生涯学習課長。

補足してください。

10番 入江康仁議員

さっき4便って言うたやろ、3便ではないんですか。

家崎仁行議長

それも含めて答弁をお願いします。

入江議員よろしいですか、今から答弁します。

井土誠生涯学習課長

運行するにあたっては、今の長島のここの庁舎から、3往復します。ここに来るために、海山にありますので、海山から来て最後帰るというので、合計4往復する必要がございます。それで、4往復分です。最初の2往復分は、ごめんなさい。3往復、運行はさせていただいておるんですけども、2往復は住民の方にご利用いただいている分、それは指定管理料の中に含まれております。最後の、スイミングクラブの水泳教室に関しては、スイミングクラブのほうで負担していただいておりますので、指定管理料の中には、含まれていないということでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

わかるようで、ちょっとわかりにくいところあるけど、2便は指定管理料の中で、それで3便はスイミングクラブのほうは。

家崎仁行議長

1便です。

10番 入江康仁議員

最後の1便は指定管理者のほうで出しておるわけですか。2便はちょっと。

尾上壽一町長

私が言うと、よけいややこしくなるかわかりませんが。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

スタートが長島の庁舎だと考えていただければいいんです。それで、長島の庁舎へ行くために、朝一番でこっちへ来ますよね。人も乗せんと。

家崎仁行議長

スタートと最後は、言わんでもええんと違うん。

尾上壽一町長

余計ややこしいですか。

家崎仁行議長

ややこしいよって。

尾上壽一町長

それでは止めます。

家崎仁行議長

とにかく、自分が答えるのはおかしいけどね。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

すいません。運行は3回しております。そのうちの2回は、指定管理料に含まれております。最後の1回のスイミングスクールの分は、指定管理者というわけではなくですね、指定管理者ではなくですね、スイミングスクールの自主事業として行っていることございますので、スイミングクラブ、NPO法人のスイミングクラブの自主運行事業として、講座の事業として。

家崎仁行議長

よろしいですか。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

あのね、私ら考えるのは、なんでもいいんですよ。海山出発でも、長島出発でも行って、あんたらこれを1と言うけども、私は1回の往復で、1往復ってみるわけなんで、そこでちょっと理解が苦しむんですね。みなだいたいそんなもんですよ、考えるのは。出発して、同じところ行って戻るんだったら、海山から長島へ来て、海山へ戻って、これ1往復ですわ、普通。こっちやったら片道ですよ。そやもんで、こんがらがってった。町長、わかりました、よく。

その指定管理料と、それでスイミングクラブの中での出費は、あくまでも条例に、15歳未満は駄目ということの中で、この入っている方々は、15歳未満でも泳げるということですよ。そういう答弁だったですよ、町長。それで間違いありませんか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自由水泳はできない。講座とかスクールの方たちだけ、使えるということです。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

やっぱりね、わかりました、理解。それで、やっぱりそういうことになれば、やっぱり便数は町長、やっぱり少ないですわ、やっぱり。2便ですから、はっきり言って。そんだったら半日、朝のうち1回、午前1回、午後1回というような感覚で、大きく分ければそんなんです。これでは、やっぱり長島の方々も、やはり不満があるわけなんです、町長、はっきり言うて。

やっぱり手段は遠い中で、やっぱり車で移動して行くって、20分走って、それでまた自分の自費でということは、これあまりよっぽどの人しか行かないと思う。だから、やっぱり町長の配慮の中で、行きやすいような交通手段、これやっぱり便数を、やっぱり増やしたってもらったら、あのずっとなら、私は言いませんよ、町長。

要はそういう要望があるから、一応試験的にね、試験的に1カ月でも2カ月でも、その

便を増やした状態と、現在と、やはりしたら集客が違ってくるよということ。そして、42号のコースを走ったっていただいたらどうか。これをやっぱり試験的に、やっぱりやっただっていただきたい。

このままだったら、やっぱり健康センターの利用は増えないと思います、長島の方々の。だったら、それがどこに行くかという、町長、あなたのほうへ責任転嫁してくるんですよ。これ行政なんです。行政のトップの判断に、今度は委ねてくるわけなんです。町民の考え方としてはね。

だから、そうならないためにも、町長、やっぱりこの配慮を、やっぱり便を増やすなり、やるだけやっただと、町長、やったじゃないですかと、町民から言われた時に、やるだけのことはやったけど、やっぱり増えなかったら、これやったらしょうない。やはりやるだけのことは1回やって、やはり便数は足りないです、これやっぱり。やっぱり集客はそこをちょっとまた町長、考えていただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その件は入江議員、逆らつとるわけじゃないんですよ。一番最初にお話させていただきました。これからそういう運行も試験的にやっていきますと。それで、いろいろと他の要望もいろいろ入っているんです、はい。そういったものも調整しながら、やって駄目だったら、申し訳ないけど止めさせていただくとか、そういうことを今、検討しているというのが、最初の答弁です。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

まず、そういう今の町長の答弁いただきましたんで、期待して、それを待ってますんで、よろしくをお願いします。

次に、2つ目に入らせていただきます。

それでは、私も12月議会で、町長、この広域の2市3町の広域ごみ処理施設に対しての候補地としてですね、中部電力の三田火力跡があがってるんじゃないかということの中で、町長あの時は、事情もあったんだろうけれども、答えられなかったと。しかしね、町長、私は今度、町長に要望したいのは、やはり大きな予算の動く問題に関しては、やっぱりき

め細かく議会にもですね、進捗状況などをなんとか伝えていただきたいという思いがあるんですが、どうですか、町長その考えは。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは全協の時も、お話させていただきました。いろいろと。

家崎仁行議長

町長、2番目の。

尾上壽一町長

申し訳ございません。議長、失礼します。

これ全協でもお答えさせていただきました。今ですね、この段階なんで、ここまでですということなんで、全協の時ですよ、今後、動きがあったらですね、いろいろとご報告したいと、そのように思います。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

全協は町長ずっと、12月過ぎた後のことじゃないですか。私は12月の町長のときの質問、町長の答弁いただけなかったんで、やっぱり三田火力の時のあれも、町長、事情わかっただけなんですけど、町長は答えられないというような立場にあったということ聞きましたんでね、私はそこはよくわかっていて、ちょっと質問するんですけど。やはりやっぱりそういう答えられないような質問があった場合ですね、やはり秘密会議にしろ、またこれ口外してもらったら困るというような条件つけでもね、やっぱり議会には、きめ細かな報告をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

12月ではですね、あの時点ではまだわかっておりませんでした。それで、2月16日にそこへきて皆さんにお知らせできる状況になったんで、2月16日に開かせていただいたと、そういうことです。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

いやいや、それが町長の答弁でございましたら、それでいいんですけど、私は12月議会に、もう三田火力の中電跡も候補地にあがるとよいうことは、私はっきり質問で言っ
とるんですよ。それに対して、町長は知らないということは、私ら執行部と関係のない私
たちが、ある程度の情報を先へ把握するのかという、ちょっとおかしくなるんじゃない
ですかということを言いたいわけです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。議員はあの時も、なんか噂かなんかで聞いたという話だったんで
すよね。ですから我々は噂の段階ですので、現実、聞いてなかったんです、尾鷲市のほう
から。だから、お話できない状態だったのが、12月定例会です。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

それでは、そういうことでありましたら、それでいいんですけど、町長。これからちょ
っと本当にきめ細かな報告をお願いしたいと思います。

それでは、次に、3つ目か。3つ目の赤羽老人ホームの改善の質問でございます。これ
は本当にね、質問しにくいんですよ、町長の考えも十分聞いて、わかっておる中で、しか
し、私もね、町長。町を歩いていると、やっぱりこの問題、切実な高齢者の方々から、ま
た利用とする人たちから、なんでだと、なんで赤羽寮はあのままなんだということもね、
1つ言われるんです。その対象には町長、そのまま伝えますね。やはり今回、海山に10億
円からかけて、健康センターをつくつとるじゃないかと。

そんなら我々この紀伊長島にも、やっぱり赤羽老人ホームの改築はしてほしいというよ
うな、あれがあるんで、これ町民のね、意見ですので、その旨、聞いていただいたらと思
うんですけど。しかし、私もね、前者議員も、このことに今回、質問がありました。やは
りそこで言われるのは、町長はいつも入所者のその料金ですね、料金に対してのやはり
答弁があるんですけど、私はその入所する、今回、養護に関しては16名、特養にしては46
名、入所しているという前者議員の答弁であったかと思ます。

その中で、なぜ養護に関しては少ないんだというような感覚で聞いていたら、やはり民間の施設が充実してきたんで、そっちへ移っているような状態だというような答弁であったかと思うんですね。

そして、私は今回その民間の施設が充実してるから、そちらへ移っているということは、その入所料金は民間と行政のね、今の赤羽老人ホームの養護の金額、入所料は、どれぐらいの差があるか、ちょっと教えていただけますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

後でまた、担当課長から数字はさせていただきます。養護と今、おっしゃっているのは、おそらく特養の話だと思うんです。養護の金額と、特養とはもちろん違います。

10番 入江康仁議員

養護やで、養護の民間。

尾上壽一町長

養護で民間は。

家崎仁行議長

個人的なちょっと発言は。

尾上壽一町長

養護で民間というと、まず特別養護と、まずご説明は、担当のほうからさせていただきます。それがわかって。

10番 入江康仁議員

特養はまた後で。

尾上壽一町長

いやいや、それでは議長。担当課長から養護のことについて、ちょっとご説明させていただきます。

家崎仁行議長

いったん席に戻ってください。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

養護老人ホームなんですけど、養護老人ホームは65歳以上で、身体や心に著しい障がい

があるため常時介護を必要とする人で、居宅では適切な介護を受けることが困難である時に、入所することができる施設であります。

以上でございます。

家崎仁行議長

入江議員、もう少し突っ込んで。

10番 入江康仁議員

議事進行でいいですか。私の質問は、養護の中で、今の赤羽老人ホームの養護料はいくらかと。それで、民間ではいくらぐらいで、入っているかと。その差額をちょっと教えていただきたいということなんです。

家崎仁行議長

中村課長。

中村吉伸福祉保健課長

養護の平均利用料につきましては、月2万9,960円になります。また、その収入のほうになります。今、安い人でしたら1,600円、高い人で5万9,800円ということで、これは民間というのが、ここらのほうではないものですから、その比較のほうは、現在もっておりません。以上でございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

すいません。ちょっと認識違いでございました。

そんなら養護のほうは十分わかりました。

そんなら特養に関しては、どういうふうな差額があるか、ちょっと教えていただけますか。

家崎仁行議長

中村課長。

中村吉伸福祉保健課長

特養のほうにつきましては、段階でまた違ってきます。その段階というのは、介護度、もしくは収入のほうで違いまして、第2段階になりますと、4万7,930円、平均で4万1,384円になります。それが多床室、また、もしくは個室、そこらのところによっても、金額のほうの違いは出てきております。

以上でございます。

10番 入江康仁議員

民間のはわかる。

中村吉伸福祉保健課長

民間の施設の特別養護老人ホームということで、その施設のほうにつきまして、いろんな形態があるものですから、一概に比較のほうはできないと思います。

以上でございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

それではね、町長、だいたいあれは、入所料はわかったんで、この問題に関してね、町長、町長の考えは十分、その改築は無理だということは、いつも答弁でいただいておりますのでわかりますが、改築が無理だったら、全面改修ということで、どれぐらいの改修した場合は、要はね、床下もね、僕もよう行きよったけども、視察で、がんがん、がんがんと床下も動いておったわね。そういうことの関係で、全面改修したら、だいたいどれぐらいの予算になるかということ、試算したことはありますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全面改修ということはですね、改築という形になります。いや、ですから、今お話の中で、床とかスプリンクラーとか、安全施設ずっと直してきました、今まで。1億円以上かけて。合併してから、私になってからもですね、ずっとやって暮らしやすいのを、目指してきました。これは基本的な部分で、そういう部分をどんどん直しながら、防犯に対してはね、センサーを付けたり、防犯カメラを付けたり、やってきましたんで。それで今回、新年度予算では、プライベート化というもので、部屋を間仕切りをしたりとか、いろいろ工夫してですね、より暮らしやすいように行うようになってます。

ですから、全面改修となると、基本的にはやっぱり建て替えになるかと思います。それには10数億かかるというのが、以前もご説明させていただいたんで、その中で補助金が一切出ないという話でございます。例えば健康センターであれば、約10億円のうちの7億円ぐらいは補助金で建っています。

ですから、この赤羽寮を建て替えて、10数億円かかって、ほとんど1億円、養護の部分しか補助金ありませんので、10数億が丸きりの町の持ち出しという形になります。ですから、今やっているのは改修費のこともさることなんですが、やはり多床室で、国民年金で入れる状況の施設があってもいいのではないかと。むしろ公共として担うのは、その部分が大事なんではないかと。

建て替えてしまうとですね、明らかにもう介護保険の制度の中の金額になります。ですから、個室やったら民間へ入っていただいても、何も変わらない金額になってしまうんです。公共だから安くなるという話ではございませんので、そのところがいろいろと皆さんからもお叱りも受けたりするんですが、まだしかし、改修しながらですね、この施設を守っていききたいというのが考えでございます。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

私の認識不足で、改修と改築と一緒にということだったので、訂正させていただきます。

それでは、言葉を変えてですね、そんなら完全なリフォームという言い方でいいのかな、骨格だけ残して、中をみんな全面的に、近代的な今の時代にあったようなやり方で、いうたらリフォームできないかなと。それに対しては、どれぐらいの予算を試算したことありますかということで、質問を変えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった積算はいたしておりません。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

町長、一回ね、これ一回ちょっと出していただきたいと。やはりね、やはり紀伊長島の方々には、やっぱり説明するにはね、それだけの具体的なやっぱり案も出して、説明しなげりゃならんと思うんです。できたら積算を一回してもらったらと思いますけど、どうでしょうか。それは後々町長、後々のためにも、一回どうですか、それは。しようと思いませんけども。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

築年数から比べたり、天井の高さからとかですね、いろいろなことを考えて、おそらくそれを今風のもので、養護とか特養にですね、無理だと思います。もういやいや、耐用年数というか、そういうものも含めて、ですから、今のできる限りの修繕、プライベート化、個室化を図って、法の中における個室化の改善をしていきたいと思っておりますので、今までよりも、より生活しやすい環境つくっていききたい。そのような感じです。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

町長の言われる、その答弁の中身はわかるんですけどね、やはり今の完全なリフォームの形でね、できないというけど、あの形の中で、きれいになった場合、やはり私はもう戦後70年になりますけど、やはりこの地域の高齢になられた、この施設を利用する方々がですね、本当に紀北町に住んでいてよかったな、紀北町のために頑張ってきてよかったなど、思いを持って、入れる施設をやっぱりつくってやりたいなということは、私は議員になった時から、ずっと言い続けてきたこともありますんでね、やはりそれに対して、入所料が少し高くなっても、環境を今いうた中での、きれいになればリフォームして、そうしたら少々家族も負担しようやないか、やっぱりこういうきれいなところへ入れてやりたいなという、やっぱり思いの持てる施設づくりを、私は少しでも考えていただいたらなと思うんですよね、町長。そこのところはどうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私どもも考え方は一緒なんですけど、そういう中でですね、ずっと私、22年からさせていただいて、ほぼ毎年のように予算をかけて、少しでも暮らしやすい環境づくりに取り組んでおります。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

それではその環境づくりの努力を、これからちょっと見やしていただいたとして、次に5つ目の質問に変えさせていただきます。

家崎仁行議長

4番があります。

10番 入江康仁議員

4番あった、まだ。

家崎仁行議長

今、3番。

10番 入江康仁議員

3番か。ちょっと座るわ、ちょっと、3番か。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

すいません、どうも。次に4つ目の当初予算、一般会計予算の見直しについてということで、今回、町長、110億円になる積極予算の中です、私はこの予算に対しては、私は評価したいと思うんですね。しかし、その中で、やはり今まで町としての補助金を出している団体、各種団体、また補助事業に対してね、やはりもう10年以上続いとるもんも、惰性的に続いておるもんもあると思うんです。

私はここで、1つやっぱり大きい見直しをしながら、予算のあれを、予算づくりをやっていたきたいなど。それで、その予算の中で、これからは補助金出すね、要は小さな各種団体の後継者育成に対してもそうです。本当に小さな金額です。各種団体に30万円出して、10団体に出しても300万円ですわ。仮にそういうことでも苦しんどるわけですね。やはり後継者育成ということで。昔の方々はボランティア的な考え方で、皆いろいろな各種団体のトップの方々は、引っ張ってきました。

しかし、今もう現在は、やはり後継者を育てるためには、やはり後継者もなってもらえるためには、生活その人たちのもあることで、少々の負担も必要となるような状態であります。その中で、今回、大きく見直したいのは、10年以上続いとる予算に対しては、いったん切って、その成果を見た上での、今度は予算の作成に取り組んでほしいと思うんですよ。

それで、これから町が出そうという予算に対しては、3年なり5年なりのパッパッと切

って、そして、その補助金の出した各種団体、また事業に対しても、成果が現れたところは継続するというようなやり方で、やっていただいたらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか、町長。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

入江議員の一般会計のそういった補助金等の見直し等なんですが、小さな金額はですね、結構いろいろな団体にとって、小さいというとおかしいんですけど、補助金はですね、お役に立てていただいていると思います。ただ議員おっしゃるように、スクラップ アンド ビルドと、よく言いますよね、今。

ですから、廃止すべきものは廃止して、新たにすることは、時節にあったものをしていくということは、大事なことは認識しておりますが、これからですね、もう今までもそうなんですけど、PDCAとか、いろいろな各団体のですね、事業実績なんかも、事業報告も出していただいて、チェックしながらですね、来年度どうするかということは、毎年のようにやっております。

ただ、こういった計画というかな、10万円、20万円の予算をですね、大変有効に使われているものであると認識もしているのも事実です。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

いやいや、だからね、町長。小さなような予算を切れとは言っていないんですけど、やっぱり成果を踏まえながら、やっぱり必要なところはたくさんあると思います。だから、このところに対して、私はプラスアルファしたってやりたいと思うんですよ。そういうところへね。必要とある各種団体、後継者育成とか、いろんなどで苦しんどる各種団体には増やしてやりたい。

しかし、余分ないろいろな次の質問の中でも、入っているんですけど、要は大きな予算的な無駄なものを省いて、やはりそういうところを重視してやっていただきたいなって。これはやっぱり町民とともに歩む町長の、私、配慮かなと思うんですけど、そのところはどうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、経営的感覚を持ってですね、やっぱり無駄を排除しながら、行政を運営していくというのが、根本だと思いますので、議員ご指摘はもっともなことだと思います。また、住民の皆様への補助金はですね、私はたとえ10万円すれば、おそらく行政でやれば、その事業は100万円にも、200万円にも値するような価値を生み出しているものだと思っております。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

次に、5つ目に、それでは入らせていただきます。

忙しいな、これは、やっぱり。

それでは、5つ目のRDF、リサイクルセンターの修繕予算について、時間がやるまでやって、後は6月議会で、また引き続きやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

修繕費に対しての積算は、今回、1億2,000万円ずつ6,000万円ずつの割当てで、毎年あがってきてるけど、今年度は8,000万円になっています。1億6,000万円になっとるわけですね。その中の、何故そういうような積算ができたのか。予算になったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

リサイクルセンターの修繕費の予算についてでございます。リサイクルセンターの設備につきましては、職員が日常の点検及びメンテナンスに努め、施設の安全管理と効果的な修繕を行うように努めているところでございます。維持管理費用の低減を重要な課題と位置づけているところは、議員と同じ認識ではございます。

老朽化に伴いまして、修繕箇所が増加するなど、苦慮しているところでございますが、日常的に現場職員と業者間で検討を重ね、費用削減に努めております。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

今の予算どうなったかということは、担当課長に。1億6,000万円の。

家崎仁行議長

積算ですか。

尾上壽一町長

すいません。担当課長のほうから積算とか、修繕費の報告について、説明させていただきます。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

リサイクルセンターの修繕でございますが、例年プラントメーカーに依頼をしまして、保守点検してございます。それに並行して、修繕箇所の精査を行っておりまして、その修繕箇所をあげていただいた中、この時点でプラントメーカーと現場の職員が、聴き取りをしながら、これが真に必要な修繕なのかどうかといったことを検証しながら、積みあがったものが現在のものでございます。

今回は、通常の定例的修繕が約1億2,000万円で、ほかCOの対策で約4,000万円を費やすということで、結果的に1億6,000万円という積算となっております。

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

課長、この積算に関しては、メーカーにね、全面委託するということが、ちょっとおかしいと思うんですよ、実際ね。それで、その中で、本当に年間6,000万円、今回は8,000万円になっていますけども、だいたい約。これ民間だったら、私、何回も言ってるけど、潰れているよ、これは、はっきり言って。それで、やはり1年に6,000万円からの改修費をつくれれば、私、業者とも話しています。いつも新品の状態だと、6,000万円。海山、長島6,000万円ずつかけていけば。その中でまた今回、また2,000万円プラスの8,000万円というから、私と今回、疑問を感じとるわけですけど、この部分でメーカーしかできないところはどこか。それで、また特許的のところはどこですかということの答弁をいただいて、時間がないので、その続きは6月議会でやりたいと思いますので、そこだけちょっと答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたさせます。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

修繕箇所はですね、たくさんございまして、すべてをここであげるのは、ちょっと厳しいのかなということを感じますが、プラントメーカー独自の設計思想であるとか、技術を要するものについては、これは基幹的設備改修というものと位置づけまして、それらについては業者さんをお願いして、それらの他のものについては、価格は安くなるか、また地元の実業者に発注するなど、そういったことで取り組んでございます。

家崎仁行議長

よろしいですか。

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

どうも、時間も時間ですので、これで私の3月議会の質問は終わります。続きは、6月議会にやります。よろしく申し上げます、どうも。

家崎仁行議長

これで、入江康仁君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩します。

2時55分まで休憩します。

(午後 2時 40分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 55分)

家崎仁行議長

次に、3番 原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

皆さん、こんにちは。通告書に従い、議長の許可を得ましたので、平成30年3月定例会の一般質問を行わせていただきます。

今回、町長の施政方針演説の中から、その冒頭部分を抜き出して、まず読まさせていただきます。町長は、平成30年度施政方針において、就任以来、すべては住民目線で、すべては住民とともにの基本姿勢のもと、現場を重視し、紀北町の抱える課題の解決に、全力を傾注し、町政の発展に取り組んでまいりたい。また、まちづくりについては、紀北町第2次総合計画の将来像である、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～をめざし、人、地域、産業、各種団体活動など、すべてを元気にするまちづくり施策を進めてまいります。

特に健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる源と、健康増進をこれまで以上に、積極的に推進するとある。さらに町長の施政方針は、29ページに及ぶものであり、そういう意味では敬意を表したい。

また、第2次総合計画のスローガンについても、実現を切望するものです。

私は今まで、きれいごとやというふうなことを言ってきましたが、ここまで町長が書いているということは、本物であろうということで、この町長の思いをさらに高めていただくために、私の考えを申し上げます。

次に、しかしながら、従来と同様の考えにおける行動には、疑問点や問題点が見受けられ、以下の点について、質問し再考していただき、住民が安心して生活できる施策を実行してほしい。

1. 公正・公平の観点から、年山の早期解決のための具体策を明示していただきたい。これは1年間、言い続けてきました。

2番目として、第2次総合計画の実現と水道水源保護審議会の付帯意見の意を受けた環境宣言であり、紀北町の将来が描ける宣言であると考えていますか。予算編成の考え方と、予算規模の認識の前提条件、例えば景気の変化に対応可能な予算であるのか。合併特例債

の利用方法は、次世代に負担を残すことにならないのか。

政府が南海トラフの地震発生確率を、70%程度から、70%から80%に引き上げたが、多目的会館の改築に妥当性はあるのか。条件が変わったので再考し、避難所の整備に、まず着手すべきであるとするが、いかがか。これについては、2次避難所についても、考慮してほしいという意味も含めております。

次に、笑顔あふれるまちづくりには、企画横断的な取り組みが不可欠であり、その取り組みがなされれば、PR費が節減できると思うがいかがか。

最後に、町営バスの運営方法についての新たな企画について、お答えください。公共交通網の整備と効率ある運行方法について。以上、住民に責任を持つという観点から、雑念を除いた真摯な回答を求めます。

以上、町長の答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

多岐にわたるご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

公平・公正の観点から、年山の早期解決の具体策についてのご提案について、まずお答えさせていただきます。

12月議会でも、お答えさせていただいておりますが、紀伊長島地区の年山の調査を、引き続き行っているところでございまして、確かに作業は困難な部分が多いことも事実でございまして、その都度、顧問弁護士とも相談し、調査を進めているところでございます。

議員おっしゃるように、公平・公正の観点からも、早期解決に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

続きまして、環境宣言についてのご質問にも、お答えを申し上げます。紀北町として、環境全般に関わる施策を講じられたいという水道水源保護審議会の付帯意見もございまして、将来の環境関係施策が不手際な結果とならないよう、具体的な方策を調査検討してまいりました。

現在、宣言をすべく作業を進めているところでございまして、自然と共生の町宣言につきましても、付帯意見や町民の声にお応えできるように、重要な町の理念とする位置づけでございまして、宣言後はその内容に沿ったまちづくりに取り組んでいくとともに、必要と

なる条例等の整備のほか、環境関係施策を展開してまいります。

予算編成の考え方についてのご質問にお答えいたします。

予算編成は、前期基本計画の4つの重点プロジェクトの指針を中心に、町民の皆様にとって不可欠な事業について取り組みを進めることとして、予算編成を行った結果、一般会計予算104億987万1,000円となり、2年続けての100億円超えとなりました。また、変化に対応可能な予算であるかにつきましては、当初予算が地方財政計画に基づき、編成されておりまして、景気の影響は当該年度には、あまり出ないような仕組みとなっていますことから、変化に対応している予算と考えております。

多目的会館の改築につきましては、南海トラフ地震の30年以内の発生確率が、70%から、70~80%に高まりましたが、多目的会館の改築につきましては、自治会から要望いただき、議会でも請願が採択され、自治会等の皆さんと協議を重ねて、事業を進めておりますので、計画どおり事業を進めさせていただきたいと、そのように考えております。

次はですね、横断的な取り組みに関しましてでございますが、4つの重点プロジェクト、先ほど申し上げましたように、4つの重点プロジェクトを設定し、そのプロジェクトチームとして、分野横断的に重点プロジェクト会議を立ち上げております。それと同時に下部組織として、それぞれの重点プロジェクトのテーマを基礎とする、5つのグループ会議を設置したところでございます。

次、町営バスのお話でございます。公用車の管理は、行政事務として重要なものでございまして、適正な保有台数管理するとともに、車両の適正管理に努めているところでございます。それぞれの車両を有効活用することは、保有台数の削減にもつながりますので、今後も車両の有効活用、適正管理に努めてまいりたいと思っております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

今までは、できるだけ町の恥じになるようなことは言わんとこ思っ、何とか効率の上がる言い方をしたつもりでございますけども、住民から私の話はわかりにくいと、わからんというようなことを言われますんで、今回、この年山の問題についてもですね、わからない可能性がありますんで、年山の貸付契約先については、全体で89件ありまして、約173haとなっていると。契約先の判明しているものは、55件で、約132haであり、34件については不明という、これは紀伊長島の年山の状態でございます。

だから、これ私、言い出してから1年以上経っています。町長は今回、出馬の公約の中で、公正・公平という公約を掲げてましたんで、公平・公正という、選挙の公約を実現するという意味からですね、真剣に取り組んでいただきたい。

それで、今までできなかったものは、今までと同じことやっておっても、できない。だから、これを早期に実現するためにはどうするのか。新たな発想のもとで解決するという実行力ですね、それから企画力、そういうことをやって、まず大至急に解決していただきたい。

それから、2番目に移ります。

家崎仁行議長

ずっといくんですか。1つずつ。

3番 原隆伸議員

いや、とりあえずこれについて、そうしたら町長の意見を伺います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは毎回のように、原議員のほうからご質問いただいております。これはどちらかという、今、議員もおっしゃったように、関係者を判明させるとか、そういう事務的な事務が多いもんですから、それは着実に進めていくべきことでありまして、これらを解決していくことが、公平・公正につながるものではないかと思っております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

実行するための施策を、真剣に考えていただきたい。

次に、第2次総合計画の実現と水道水源保護審議会の付帯意見の意を受けた環境宣言であり、紀北町の将来が描ける宣言であると考えていますかということですね、私はこの宣言はですね、要するに町の思い、町がこうしていくんだという思いと、それから、水道水源保護審議会の付帯意見、これをマッチさせたものでなければいかん。そういう意味から宣言は、町の将来像を意味するものであり、住民の思いであると思います。

よって宣言には、主語が不要だと考えます。その主語を入れるところは、条例もしくは施行規則に盛り込めばいいと。結局、町長がつくった、第2次総合計画でございますんで、

それを成し遂げるためには、どうするのかという観点からですね、責任ある宣言及び条例、施行規則、そういうもので、安心できる紀北町をどうやっていくのかという構想をですね、できるだけ早く道筋としてつくっていただきたい。

そういうことで、町長の答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、原議員からは主語不要というのが、お話がありました。また、逆にですね、主語が足りないという議員のお話もありましたので、ご意見としてお聞きさせていただきます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

今の件についてはですね、条例、施行規則という考え方で、こう含めて考えていけば、その中で十分盛り込めますんで、そのほうがいいんじゃないかということで考えております。

3番としてですね、予算編成の考え方と、予算規模の認識の前提条件、例えば景気の変化にですね、対応が可能な予算であるのか。特に今回、合併特例債でですね、クリーンセンターの改築ということをおこなってあげてますけれども、これについてはですね、議会、議員に対しては、もうある程度決まった状態です、全員協議会でお聞きしました。我々としてはですね、議論する余地というのは、あまりないですね。

だから、議会に追認機能的な役割をさせるというような感じの状態に、今なっています。だから、議員は要するに、行政の追認機関ではございませんので、要するに議員として、責任ある判断のできる、そういう情報を提供していただいでですね、きちっとした二元代表制が生きるような形で、行政のほうも働きかけていただきたいと。

その中で、1つクリーンセンターの件で、結局ですね、地方財政法の6条の中でですね、町長がよく言うんですけども、良いものを安く。現実的に良いものを安くと言っているんですけども、果たして良いものを安くできているのかという観点からですね、消防署について、私、議員になって初めてやったですけどね、12月になって、消防署の問題、出たん3月の予算でございました。この時にちょっと不安だったけども、消防署を早くつくりたいということで、賛成しました。

そうしたら、消防署つくる、建てる時になったら、地盤が弱いので、3,000万円追加するとか。それから、建てるようになったら、不落になった。それで、3,000万円とかですね、問題がありました。それと、健康増進施設についてもですね、できて半年ぐらいで、半年以内ですね。漏電したとか。そういうようなところがありましたんで、本当にこの良いものを安くというスローガンが生きているのかというところが、不安になっております。

それで、このクリーンセンターについて、ちょっとすいません、飛びまして。クリーンセンターについてですけども、クリーンセンターの私、持っている資料は、紀北町クリーンセンター精密機能検査調査・業務報告書という中にですね、業者さんの計画処理量の推移というのがございます。

その中で、実績として、平成26年、合併汚泥槽の量がですね、8.8立米、8kL/日ということになっています。それで、平成27年度になるとですね、12.6キkL/日というふうに、ここで急に増えていると。設計計画、計画量の推移ですから、そうなっているのかもわかりませんが、ここにやっぱりもう少し検討する余地が残されているということは考えます。

また、廃棄物処理施設工事などの入札、契約の手引きの10ページにですね、(8)番として、予定価格の積算の方法として、廃棄物処理施設プロジェクトを行う市町村は、プラントメーカーの見積書のみを頼って、予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存契約事例の情報を収集・分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが必要である。こういった取り組みにより、価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コストの削減効果も期待できると。

こういうところがですね、不安な点でございます。だから、今回この予算についてはですね、もう少し時間をかけて、議員も一緒になってですね、もっともっと良い知恵を出して、検討する余地があるかというふうに考えます。

それについて、町長のご意見をお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっといろいろなお話があったように、聞き及びますので、ちょっと担当からも答えていただく部分もあろうかと思いますが、まずきっちりした積算をなささい、積算根拠に基づいた設計、施工をなささいということだと思っておりますので、それはプラントメーカーの

みならず環境保全事業団とか、そういった外部の方、それから今おっしゃったように、他の市町のトンあたりの処理量とかですね、リッターあたりの処理量、そういうのも含めて、みんな検討させていただく話ではないかと思っております。

またあと議会との話も少し出たんで、お話させていただきますけど、我々行政側、執行部側は提案権がございます。議会のほうはですね、チェック機能ということで、それが二つの両輪が適正に機能することが、地方議会、地方行政の自治体の正しいあり方だと思いますので、我々は皆さんにご説明する中で、そういうチェックもさせていただいているものだと思います。

という中では、議会議決においてはですね、議決されたものは、たとえ反対であっても、その議決に従うべきとかいう地方自治法、その議会の必携によく載っているんですが、そういう形で、私は議案が議決された時点で、それは議会の機関意思を示していただいたものだと思っているところでございます。

細かいところのクリーンセンターについては、よろしく願います。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず他市町村等との対比をというご提案でございました。それにつきましては、現在の基本計画というのは、三重県環境保全事業団に、計画の策定を委託しております、こちらのほうでされてございます。また、技術提案は改修可能と思われる事業者すべてに対して、技術提案を求めた結果、こういったことになったということでございます。

あと搬入量のこと、実績に伴っての実績数値から、次の推移への数値のあたりということ、ここに疑義をということをおっしゃられたんですが、これにつきましては、今までは搬入制限をして、町の住民の方に汚泥の回収であるとか、汲み取りを待っていただいている期間がございました。これは現在のし尿処理場が、処理能力が不足しているということがございます。ということで、今後、推移、計画年度、平成32年度に計画し、そこから施設を建設、完成させるという予定なんです、その時点での住民の人数、あとまた紀北町に入り込みしてくるお客様の数、それらをすべて推計しまして、それらに見合った数が、現在の数値、35キロリットル必要というものでございますので、ご理解のほど、よろしく願います。以上です。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

クリーンセンターのことについてですけども、これについては、設計仕様書と見積書が出ているのかどうかの確認を、後ほどお願いします。

それとあと、議会の進行というのもですね、町長これ言われましたですけども、町長は協働という言葉を使っています。それで笑顔あふれるまちづくりということも言っています。

だから、定めはこうであるということを使ってましたですが、定めがこうであるということを使ったら、笑顔あふれるまちづくりも、協働という機能の効率の発揮っていうんですか、そういうものはなかなか難しいということがありますんで、やっぱりここに新たな発想を入れることによって、物事にあたる。そのことによって、笑顔あふれる町に近づく、また、そのやっていることの結果が、笑顔につながるんだということから、もう一度町長の答弁をお聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

定めがあると言ったのはですね、私も議員の皆さんも、地方自治法に基づく、そういった、選ばれております。そういうことから選ばれた人間は、法律の中でやらなきゃいけない。その中で別にけんかするわけじゃないですよ。笑顔をもって議論しあって、前者議員にもお話したんですが、そういう議員の皆さんですから、いついかなる時も、議場だけではなしに、我々執行部に対して意見も言えますんで、そういうのも笑顔をもってやればいいと思いますんで、ただ、私の言いたいのは、議会としての組織、行政、執行権の中の組織、その動き、そういうものは定めがある中で動かなければいけないというお話だったので、もし、誤解を与えるような表現でしたら、お詫びを申し上げますけども、私はそういう観点からお話させていただいたんで、ご理解いただきたいと思います。

また、仕様書等については。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

設計等のご質問をいただきました。現在は基本計画を立てまして、基本的な仕様書の作

成の段階であります。この仕様書をもって見積りをとった額が、現在の価格ということでございます。来年度、予算をお認めいただいたあかつきには、発注仕様書を作成して、それを業者に発注し、設計、工事と入っていくという流れとなっております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

町長の言われることも、私の言っていることも、同じことだと思いますんで、その歯車がかみ合ったら、歯車はいいほうに動き出しますんで、きっといい方向に動くんじゃないかと思っています。

それで、クリーンセンターの件ですけども、今、聞いていても、ちょっと不明な点がございまして、議案にも入ってますんで、この件はこれでおきます。

政府が南海トラフの地震発生確率を、70%程度から、70%から80%に引き上げたが、多目的会館の改築に妥当性はあるのか。条件が変わったので、再考し避難路の整備に、まず着手すべきではないかと考えるがいかがか、ということですけども、私この間、避難路を見てきました。記念碑山まで行きました。避難路3箇所ですか、行きましたですけども、なんか避難路とは言えないような状態でしてですね、ある程度、避難路らしくしたつもりでいるんですけども、やっぱりここは津波が来ればですね、確実に被害にあうと、前者議員も質問してましたですが、高さがちょっと足りないということから考えてですね、本当にここへ建てていいだろうか。

私こんなこと言うたらおかしいんかもわからんですけども、尾鷲はですね、金がない言うて、始末・始末と言っとる時にですね、紀北町でこうやって、ここへ建てるんだと、被害に遭うとこへ建てるんだというのは、どうもなんかええんかなと。なんかあった時には、馬鹿にされるんじゃないんかなという懸念もあってですね、そのように考えます。

また、もしそういう事態が起こった場合ですね、災害弱者の方々は逃げる方法はないんじゃないかと。だから、何とかそういう人が逃げられるような、もしくはもう少し左団扇でおれるような、そういう場所を確保する方法はないかというような点から、なんかいい方法をとってほしいなど。

私も違う形ですけどね、なんらかのお役に立ちたいということで、いろいろと頑張っているんですけども、町長のほうのご意見をお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず何から答えればいいのか、ちょっとわかりにくいところがあるんですけども、基本的には、これはですね、議会の皆さんにも請願をご可決いただいて、それに基づいてやることでございます。津波からの観点で見れば、確かに津波で建物が消失する恐れがございます。

ただ、そこには津波にいたるまでには、日々の日常の地域の活動がございます。公共施設はですね、その地域、利用目的に応じたところに、応じたように建てなければいけないという原則があります。津波だけで見れば、今やっている長島魚市場の改修や引本や、こちらでいえばいろいろな漁港に、西長島ですね。道路1つ直すのも、津波でやられるんじゃないかという話になりますんで、日々の生活はどうなのかという観点からすれば、発生確率は多少あがったにしても、この23年3月11日起きた後に、この請願が提出されて可決されました。

そういった意味では、早さ高さ等については、なんら条件変わってないんです。ですから、確率が70から、70から80に変わったということなんで、我々はこの請願の趣旨である長島地区の活性化、そういったものを踏まえたうえで、議員の皆さんのご意見もそうだとすることで、建てさせていただくということで、予算もあげさせていただいているところでございます。昨年、設計予算を認めていただきましたんで、それに基づいて、昨年じゃない、この29年度ですね、30年度は取り組んでいきたいということでございます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

避難路、町長はあそこあがったことございますか。

なんか狭いし、それで私が行った時には、20m地点に、大きな石が3個、積んでました。今はそれ取り除いて安全なようにしましたけど、あとそこからもう少しあがっていくと、右手に木を切っています。地震が起こったら、その木が崩れてきて、避難路が閉鎖される可能性が極めて高いですね。私が行った時には、記念碑山の頂上、ベンチが5つありましたが、3つは壊れていました。その後、危機管理課のほうで直していただきましたんですけども、だから、今の状態で、上がり口はいろいろあります。前者議員の時にも、町長が言っていましたけども、上がり口はいろいろありますが、それがはたして避難路として

機能するかどうかということで、非常に心配します。

それと先ほどの今まで打ち合わせしながら詰めてきたと、多目的会館ですね、言っています。だけど、この間、2月の9日ですかね、政府の発表がありました。だから、今までいろいろ詰めてきた、その流れはありますけれども、もう一度ですね、手順として、もう一度お話し合いの場を、最後に持っていただければ、笑顔あふれるまちづくりの手順の1つとしてですね、今までの町長やったら、グワーと進むでしょうけど、そうじゃなくて、やっぱりちょっと踏みとどまって、手順を踏んでやれば、みんなが納得した形になると思うんで、そういう合意の形成をですね、今後進めていただければ、いい町になるんじゃないかという点から、答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたが、発生確率は確かに高まりました、70%から80%に。しかし、地震の規模というのは、波高、被害想定など変わっておりません。ですから、そういう想定の中で、住民の皆さんと話し合いをして、この地域、西長島ですね、長島ちょっと広いんで、西長島地区の活性化や住民が便利にいいような部分を、やっていかなければいけないということで、その状況が変わらないまま議論もしてきたんで、そこは例えば10年であろうが、100年、1000年先であろうが、そこにはこの建物が必要ですよと、地域の人、それから議会の皆さんも、26年の請願だったと思うんで、そういう想定がされている中での、26年でなかったかな、そういう中での議会議決だと、私は理解いたしております。

それと1点ね、確かに大きな金額です。2億円を超える金額なんで。ただ、これを止めて津波避難路の整備ではないんです。これはやる。津波避難路の整備もやる。そして、今年の30年度の予算の中には、岩の壺の、あそこの通路のところ、塀が結構不安定な部分があるんで、広げるという予算も入っております。あの入口のところ。

ですから、そういったものは、こういう建物を健康センター、いろいろなものを建てるのは、別な観点から津波避難ということでは、予算化もさせていただいているところでございます。

ですから、それともう1点、原議員いわれた、石の落ちてたとか、葉っぱが落ちてたとか、行政がやるべき避難路整備と、地域住民、自主防の方がやっていただく整備というものもあると思うんです。私はやっぱり自分たちが、避難路をあがっていただいて、枯れ葉と

か、そういうものは一定地域の方、自主防の方にやっていただきたいなと思います。

現に相賀、私の住んでいる相賀地区は、週ごとにですね、各町が、毎週というわけではないと思うんですが、週ごとに当番があって、そこで津波避難路へ行って、箒ではいたり、石をどけたり、木をどけたり、やっております。

ですから、そういった部分については、私は自分をもっと啓発が足りないと思うんですが、自主防災会の皆さんの自助・共助の部分をも、もう少し強くしていただくべきかなと。そしてその整備の中で気づいて、ここが不安だよ、ここが駄目だよ、もう7年前に地元で、角材でつくったよと、腐ってきたよ。だから、町も疑木かなんかに変えなさいよ。こういう意見があれば、どんどんやっていくつもりでございます。

これは前者議員にも答えたように、7年経った今、新たに津波避難路も見直し、自主防災会の方との連携もとって、2次避難場所、情報伝達、そういったものをいろいろご指摘いただいています。これを再度、改めてやるべきことだと思いますので、津波避難路についても、これからも整備させていただきます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

できればもう一度、やっていただければ幸いですと思うんですが、それは要望でおきます。避難路を整備していただくということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいということで、お願ひします。

笑顔あふれるまちづくりとは、企画横断的な取り組みが不可欠であり、その取り組みがなされれば、PR費が節減できると思うが、いかがかということですね。企画横断的な取り組みということを行いましたけども、私いろいろと今まで、資料要求したりなんかしていますけれども、なんか資料が整理させて見やすい資料になっているということは、なかなかないんですよ。

だから、資料がきちっとしておれば、要するに担当している人もよく解るし、それで、周りの人もその資料を見れば、直ぐ解る。そういう意味で、企画横断的な取り組みというのは、しやすいと思うんですよ。それがなされてないと、なかなか企画横断的な取り組みって、難しいと思うんです。

それで、データ解析をきちっとすればですね、新しい問題点とか、新しい取り組み方、そういうものが出てきて、新しい発想もそこから生まれてくると思うんです。それで、新

しい発想に基づいて行動すれば、要するに、マスコミにも脚光されるようなことができますんで、マスコミはそのPR費を払うもんじゃなくてですね、取材にくるものというような形の行政の取り組みというのができるんじゃないかと。私はそう考えているんですけど、町長の思いをお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原議員が、原議員の視点から見たら、資料として見にくい部分もあろうかと思えます。しかしですね、行政の場合は、行政の視点から見て、皆が見やすい資料づくりに努めておりますので、原議員が思われる資料と、行政が横断的に扱う資料、ここらの観点も少し違うのではないかなと思うところがございます。

もちろん資料は分析し、はじめて分解、分析・分解して、いろいろな角度から見るのが、本来の資料の見方だと思いますので、そこは原議員もそのようにおっしゃっているのではないかと思います。

それからですね、この横断的、分野横断的という形からすると、職員同士のことではなしにね、町民の皆さんともいろいろと話し合いをしたりということになろうかと思えます。それと1つ自慢話的になるんで、議長からまた叱られるかもしれませんが、人のご縁、横断的なつながりを大変、我々は持ってきました。そういうことで、今、PRの話が出たんで、ちょっとPRの話だけさせてください。

まず紀北町ですね、25年7月、ぼくらの地球で、BS朝日で2時間番組、これ無料でいただきました。これもいろいろな方のご縁、横断的なつきあいからで。それで27年金とく、でもNHKで取り上げていただきました。それで30年、来年度でございますが、NHKの報道スペシャルで捉えていただくことになっております。

そうした中で、それはテレビでございますが、文章とかカレンダーのことからしますと、これも人のご縁です。ドコモのカレンダーの表紙にですね、鈴木英人さんの馬越峠のデジタル的な絵が出ました、平成28年。そして29年の4月にはですね、台湾女性向けの雑誌においては、22ページの特集も、紀北町は組まれました。それから、29年7月においては、週刊文春、週刊新潮において、ある事業所の商業ページなんですけど、銚子川が約文春で60万部、新潮で48万部のようなところで、無料でこれも出させていただきました。

平成30年の春夏号、モンベルの春夏カタログ、会員数880万人なんですけど、そこも無料で

出していただいております。それから、有料といえば銚子川の写真集等も出していますが、平成31年度、これまったく予定でございます。某飲料のカレンダーで、7月号にスケッチが銚子川の魚飛の載る予定でございます。

今、もし特定されるような言葉があったら、カットしていただきたいと思います。それも予定でございますので、そういうことが、分野横断的に人とのつながりを大切にしてきたことによって、こういったものが、無料、ほぼ無料で提供していただいたと考えております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

頑張っていることはわかりましたですけども、上を向いて進む部分には、限度ありませんので、もっともっとやっていただければと思います。

それで、この中で、ふるさと納税についてもですね、まあふるさと納税のリピーターを増やすという意味から、かつてずっとふるさと納税の基金の使い道ということを、言ってきましたけれども、ふるさと納税の基金を使うことによって、リピーターにアピールするという形のものが必要じゃないんかと思っています。

現在、この間ちょっと見たら、学校のトイレ改修とかいうのがありましたものですから、それについてはどうかなということもありますんで、もう一度その基金の使い道をですね、リピーターが喜ぶような使い方に振り向けていただければと思います。いかがでしょう。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようになりますね、他の議員からも、もっとふるさと納税の使い道、わかるように、そしてまた外から訪れた人たちにも、わかるようにということは、私は以前も答えさせていただきました。

それと、おそらく議員の資料の中での、トイレの活用の話だとは思いますが、これはですね、あくまでも教育環境の整備ということでございます。これ表のトイレどこ直すとか数字やとか、文言ではございませんもので、今ですね、教育懇談会が年に1回ございます。その中で一番多いのは、児童・生徒、それから教員等のトイレの洋式化です。これを年次的にやってまいりました。

そして、このトイレは、体育館のトイレも大変多くの要望いただいています。避難場所となるので。高齢者の方が避難すると、洋式じゃないとできないよと。これをふるさと納税で防災、教育環境の整備ということで、来年度で仕上げさせていただこうということで、大きな金額を載せさせていただいております。

これはあくまでも議員に対しては、トイレ洋式化って、細かく説明しただけのことで、教材、教育、防災、環境の整備です。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

町長の言っとることはわかります。私もそうだと思っています。そやけど、そやけどというところがございますので。

次にですね、町営バスの運営方法についての新たな企画について、お答えください。公共交通網の整備と効率ある運用方法について、私ここでですね、三重交通の利用人数も少ないことから、例えば値段を下げれば利用が増えるかどうかというのも、ちょっと疑問ではあるんですけど、例えば半額にして、倍の人が利用してくれれば、いいんじゃないかなというような気持ちで、ちょっと1点その点を取り上げます。

それから、今、学校の通学に使っているバスの場合は、朝と夕方しか利用しません。それで、いろいろ聞いたら、学校教育の関係の交付金を使っているから、それ以外のところには使えませんよということをお聞きしましたんで、それであるならばふるさと納税の資金をですね、で、バスを買えば、紐付きじゃないから、町の使いたい方法で、運用できるんじゃないかと。そういう方法も考えていただきたいなど。それが入れれば、本当に有効な使い方ができるんじゃないかなと、私、思うんですよね。

それともう1点、ちょっとお聞きしたいんですけども、そのいこかバスとか、そういうバスの運転手さんですね、それはやっぱり三重交通さんの運転手さんにやってもろてんのか、それだけちょっと確認お願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私、全体論をさせていただきます。スクールバスの話の運転手とか、その委託については、担当課から答えさせていただきますが、議員おっしゃるとおりですね、紐付きで買え

ば、やっぱり紐付きの制限があるんで、それしか活用できないと。補助金の制限がかかりますんで、できません。

ですから、今、公用車の中でも、いろいろ多様な購入の仕方をしています。補助金を使うものもあれば、町の単独で、今ご提案のような、ふるさと基金を使ってですね、買うということもあります。ただ、目的に合わせた車両もございますので、そういったもので、この例えばスクールバスなら、この目的に使うから、この補助金を使って、この使いやすようにしたほうがいいよとか、だから、別の使い方については、このバスのほうがいいよというのものもあるのも事実でございますので、そういうふうにご利用できるもの、利用できる時間、そういったものもございます。対象者のこともございます。そういうのを配慮しながらですね、今後、バスとか公用車の購入については、考えていきたいなと思います。

バスのほうの運行については、よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

スクールバスの運転業務につきましては、三重交通さんのほうに委託をしております。

以上でございます。

家崎仁行議長

原議員、時間もきましたので、まとめてください。

3番 原隆伸議員

宮原課長、企画課のほうからも、考え方をお聞きできればと思いますので、よろしくお願ひします。

家崎仁行議長

宮原企画課長。

宮原俊也企画課長

いこかバスの運行につきましても、三重交通に委託してございます。

以上でございます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

運行については、前者議員のところ、説明されていますので、これで私の一般質問、

終了したいと思うんですけども、最後にですね、町長は、健康は笑顔をつくると言ってますけれども、まったくそのとおりでございますけども、衣食住が欠ければ、笑顔あふれる町にはならない可能性が高いことを添えてですね、一般質問を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

答えはいらないですか。

3番 原隆伸議員

いらないです。

家崎仁行議長

これで原隆伸君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

家崎仁行議長

お諮りします。3月15日は、本会議とし、一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は、本日すべて終了したことにより、3月16日は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、3月15日は、すいません、さっき間違いました。3月15日です。

3月15日は休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、3月15日は、休会とすることに決定しました。

家崎仁行議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 47分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 6 月 5 日

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会議員 谷 節夫

紀北町議会議員 奥村 仁